

(研究資料)

統一後ドイツのロシア系ユダヤ人移民に関する
実態調査・研究資料③
— ウナ・マッセン移民・難民州管理局LUMと
ドルトムント大学再教育センターZWUDによる
ドルトムント地区在住のユダヤ人移民労働者の法的保護
および東欧出身自然科学技術者の就職実態に関する2つの報告 —

中 村 賢二郎

**The some Research Materials on the life of
Russian-Jewish Immigrants in Germany after the Reunion (3)
— On the Two Reports by LUM and ZWUD on the legal security
and employment situation of Russian-Jewish Immigrants,
engineers from Eastern Europe in Dortmund region —
Kenjiro Nakamura**

Abstract

The two reports research on the Job hunting issues of Russian-Jewish high class engineer immigrants, engineers from Eastern Europe on comparison with each educational system of Russian University and German University.

目 次

はじめに

第1資料

ハラルド・レスラー著「有資格移民の職業上の統合問題—独立国家共同体諸国よりのユダヤ人分担難民の場合—」統計集付

第2資料

セバイン・グリュバー女史著「職業上の統合という緊張のなかでの東欧出身技術者と自然科学技術者—ドルトムント単科大学教授センターによる比較分析—」

はじめに

第1・第2資料は、いづれも戦後のドイツ産業の復興を支えてきたルール地方の心臓部にあたる中核メガロポリス、ドルトムント市周辺地区にソ連崩壊以後に移住してきたロシア系ユダヤ人移民、とりわけ大卒技術者移民たちのきびしいドイツ労働市場での就職状況とその諸原因にかんする調査報告書の要約である。

先ず、第1資料は、ドルトムント大学助手のハロルド・レスラー博士の「有資格移民の職業上の統合問題—独立国家共同体諸国よりのユダヤ人分担難民の場合—」。原典の表題は、Dr. *Harald Rüßler*, *Wiss. Mitarbeiter, Dortmund, Berufliche Integrationsprobleme hochqualifizierter Zuwanderer. Das Beispiel der jüdischen Kontingentflüchtlinge aus den GUS-Staaten* で *Zeitschrift für Ausländerrecht und Ausländerpolitik* = ZAR 6/2000 S. 268—273に掲載された小論文である。

本論稿はノルトライン・ウェストファーレン州労働社会省とドルトムント大学の後援の共同調査の報告書（詳細は第1資料脚注・参照）の要約である。1980年の分担難民法によってドイツに受入れられたユダヤ人移民ならではの特別のもろもろの手厚い社会的保護措置とか特典を紹介したのち、ドルトムント市近郊のウナ・マッセ強制移住者・移民・外国人・難民州管理局LUMの調査に基づいて同難民グループの年齢・性別・家族・学歴・職種構成等の構造上の特色を明らかにしたのち、彼らが何故有資格・有能な大卒の技術者でありながら、ドイツの労働市場に参入できないでいるのか、その苛酷な就職状況を数名の実例をあげ、インタビュー調査をとおして明らかにしている。

さらに、こうした苛酷な就職状況の背景には何があるかをドイツとロシア各大学のカリキュラムなどの教育システムおよびドイツ当局の資格認定基準のちがいにまで立入って更に具体的・実証的に追究した労作が第2資料である。原論文名は *Sabine Gruber, Ost-europäische Ingenieure und Naturwissenschaftler im Spannungsfeld beruflicher Integration. Eine vergleichende Analyse des Hochschuldidaktischen Zentrums Dortmund*

本原典は、1999年にポツダムのベルリン・ブランデンブルク出版社刊の *Julius H. Schoeps/Willi Jasper/Bernhard Vogt* 共著編による “Ein neues Judentum in Deutschland? Fremd- und Eigenbilder der russisch-jüdischen Einwanderer”, Verlag für Berlin-Brandenburg Potsdam P. 265—290に掲載された論文である。著者のセバイン・グリュューバ女史は、1952年の *Ludwigsburg* 生れ。デュビンゲン大学で教育学専攻。教育学部門での多方面の教授・研究活動。ドルトムント大学再教育センターZWUDおよび教授法研究センターの学問的・共同研究者

で東欧移民の教育問題にかんするもろもろの研究プロジェクト、最近はドルトムント大学主催のプロジェクト「ドイツにおけるロシア人・ポーランド研究者仲間」にも参画している。

旧ソ連邦の社会主義生産様式下の生産現場で育てられ、かなりの職歴を積んだ中高年のユダヤ人移民の大卒技能労働力をIT化の一そう深化したすすんだドイツ企業で、どのように有効活用できるかという課題には、適切なガイダンスとか、より充実した語学研修等もさることながら、その核心にはドイツ伝来の結実したマイスター制度のなかに彼らをどういった資格で取込むかという問題があった。本論稿では、先ず旧ソ連邦単科大学の自然科学基礎教育の充実したカリキュラム制度をドイツのそれとの比較検討からはじめ、にも拘らずドイツの外国教育資格免許認定制度のもとでは、各州ごとにその基準が異なり正当な格付け評価がされていないケースが多く、これに対する異議申立の道すら制度的には全く事実上塞がれているという実態は、むしろこうした制度的矛盾を活用してドイツ労働市場が故意にドイツ人の肌にあわない外来の優秀な技能労働者の参入の選別的阻止を意図しているのではないかと疑念すらいだかせかねないのである。21世紀EUの東方拡大政策のさまざまな政治目標のうちには、少子高令化対策もさることながら、国際的労働力の流動活性化によって東欧圏内に埋れていた優秀な若い労働力の積極的吸収・活用等がメインの1つになっていた。本号で紹介した拙稿「EUの域外出身者の家族合流権法改正案」も、こうして選別された域外国の有用な知的技能者移民のEU圏内定住化を意図した法的措置の1つでもある。2001年9月11日のニューヨーク貿易センタービルでの同時多発テロ事件や国内外の右翼勢力の抬頭、そのごの野党内の動きもあって、一時頓挫したかにみえた新ドイツ移民法Einwanderungsgesetz案が2002年6月20日（奇しくも翌日同月21・22日とスペイン・セビリアでのEU主脳会議では「不法移民サミット」開催）ラウ大統領の署名で、2003年1月より施行されることになった。本移民法は、移民を公式には認めなかったドイツの従来の外国人政策を基本的に転換する内容をもっている。すなわち、専門的な知識や技術をもつ外国人移民を積極的に受入れ、一定条件を満たせば、定住を認めるといった前述のEUの家族合流権法の理念を若干先取りした内容になっている。シュレーダー政権下でこれまで2年あまりにわたっておこなわれた本法案をめぐる論争には（最近漸増する反移民ムードのなかで行われる2002年9月22日投開票のドイツ連邦議会（下院）総選挙では新移民法がシュレーダー社民政権の運命を左右する争点となることは必至）、さまざまな視点からの批判があったものの、基本的には優秀な「役立つ」外国人労働力の活用によるド

ドイツ経済の活性化がベースにあるとすれば、外国人技能資格認定基準問題の適正な解決を避けてはおれないのではないか。そうした意味でも本資料が提起した課題は重要であり、より実践的である。

なお、参考までに、〈高松大学紀要〉に既に発表済みの「統一後ドイツのロシア系ユダヤ人移民にかんする実態調査・研究資料の掲載号数と副題・発刊年月日を下記しておく。

実態調査・研究資料① その受入れのための法手続の実態について〈同紀要〉第36号。P. 107-124。平成13年9月刊。

同上② デュッセルドルフ・ユダヤ人ゲマインデ常務理事M・Sハイゼ氏とのインタビュー記事および偽装移民工作調査に関する「シュピーゲル」誌記事。第37号。P. 93-120。平成14年2月刊。

(第1資料)

ドルトムント大学助手

ハロルド・レスラー博士 Dr. Harald Rüßler

有資格移民の職業上の統合問題^①

—独立国家共同体諸国よりのユダヤ人分担難民の場合—

目 次

1. はじめに、ユダヤ人の移民国ドイツ
2. 移民グループ構成の特色
3. 就職状況。有資格者と失業者
 - ① 労働市場の問題とその動向
 - ② 今後の予想
4. 展望

1. ユダヤ人の移民国ドイツ

ドイツは公式にはまだ移民国ではないのに、ユダヤ人については1991年以降旧ソ連邦領地よりドイツにむけて合法的に移民できている^②。彼らの入国と受入れは、1980年7月22

日付の人道的救済活動の枠内での難民受入措置にかんする法律das Gesetz über Maßnahmen für im Rahmen humanitärer Hilfsaktionen aufgenommene Flüchtlinge (Hum AGいわゆる分担難民法Kontingentflüchtlingsgesetz)にもとづいておこなわれた1991年1月9日付の内務大臣の基本的取決め(合意) Grundsatzvereinbarungによるものである。この取決めを東ドイツ最後の政権(マイチュールのもとでunter de Maizière)もすでに法規として引継いだのである。というわけは、1990年夏には東独ではソ連邦からきたユダヤ人移民たちにすでに滞在権Bleiberechtを確約していたからである。そこへいくまでの前史は、とりわけソビエト市民に出国条件の自由化をもたらしたペレストロイカとグラスノスチにまでさかのぼることができる。とりわけソビエト・ユダヤ人たちは今や無条件で母国をはなれることができたのである。大多数のユダヤ人は、これによって、アメリカとかイスラエルに向けて移民した。アメリカはやがて分担移民数を制限し、受入国イスラエルもパレスチナ戦争で吸引力を失っていたので、東ドイツ体制の崩壊と共に、ドイツだけが多数のソビエト・ユダヤ人移民の受入先になってしまったのである。^③

ソビエト・ユダヤ人の移民動機の1つは、反ユダヤ主義Antisemitismusと内乱のおそれであり、もう一つは体制変革で移民の誘因となる不安定な経済状況によるものである。さらにこうした否定的なつらい見聞は、とりわけ子供たちのための移民先の国でのより確かなより良い将来を期待させることになる。Shoahの生存者にたいするドイツ国家の特別な責任の故にドイツ政府は超党派的にソビエト・ユダヤ人のドイツへの入国申請を実現させてあげる必要があると考えたのである。ユダヤ人にかんする全連邦的な移民政策の特色は道徳的義務と気前良さGenerösitätにある。さらにソビエト・ユダヤ人受入れのもう1つの動機にはドイツ国内のほとんど老令化してしまったユダヤ人ゲマインデを活性化し、強化するという政治的な利益があった。もともと入国手続Einreiseverfahren規定の発行期日は1991年2月15日付と決定していたのに、内務大臣により先ず4月30日付、さらに1991年11月10日付まで延期された。入国手続はビザ手続Visumsverfahrenの枠内でおこなわれ、先ず入国申請はドイツ在外代表部で受理されるが、申請者パスポートと出生証明書を提示するさいに本人がユダヤ人であるという証明書を提出しなければならない。ドイツ連邦共和国とは異なり、旧ソ連邦構成諸国では民族籍Nationalitätとしてのユダヤ人性Judentumが重視されるのであって、宗教としてのユダヤ性は重視されなかったのである。従って、ユダヤ系ソビエト市民の国内パスポートInlandspäßの第5項目の民族籍欄にはユダヤ人と記入されるのである。これに対してドイツのユダヤ人ゲマインデではHalachaすなわち、宗教法

の条文が重要視され、同法によるとユダヤ人の母親から生れた者のみがユダヤ人となるのである。ドイツとは異なって、ロシアではユダヤ人としての民族籍さえもった者なら誰でもが乃至は少くとも両親のいずれか一方がユダヤ系でありさえすればユダヤ人として入国資格をもつのである。出国希望者は出国申請者数とかドイツ外国代表部の申請書審理期間によって大体1年以上も長期の待機期間Wartezeitを強いられる。反ユダヤ的迫害とか差別が検証された場合には申請審理が速まる場合もあるが、とってこうした具体的事例が移民判定の前提にはならない。後期強制移住者Spätaussiedlerの場合の受入手続と異なる点は、ユダヤ人移民については移民割当率Einwanderungsquoteはない。移出国でのドイツ語テストに合格しておく必要もないのである。

ドイツのユダヤ人分担難民は外国人として無期限の滞在許可unbefristete Aufenthaltserlaubnisと無制限の就労資格unbeschränkte Arbeitsberechtigungをもっている。しかし、1998年1月1日以降は就労許可義務Arbeitsgenehmigungspflichtもなくなっている。こうした比較的有利な法的地位にもとづいて（彼らの出身国での就労期間については法的に年金請求対象とはならないという重要な制限はつくが）、社会扶助・扶養手当・住宅手当・児童手当・教育手当等ほとんどすべての社会給付Sozialleistungを文書で請求できるのである。しかし、年金受給年令のユダヤ人移民はドイツでは養老年金Altersruhegeldを受取れないといわれている^④。社会法典Sozialgesetzbuch＝SGB第3編の雇用促進の規定によると、労働庁はユダヤ人移民に最高6ヶ月間職務参入支援措置として全日のドイツ語研修と同研修に参加期間中の特別の参加手当を支給し、同費用は連邦が負担するとしている。ユダヤ人分担難民は連邦労働庁、各州の該当官庁およびEUの労働市場政策にも参入しているのである。職能資格向上のためには、彼らは連邦教育促進法Bundesausbildungsförderungsgesetzの適用をうける。さらに彼らは連邦労働庁にたいして職業教育の提供を請求できる有資格者でもある。とりわけ、若年外国人移民たちの語学研修と職業上の統合をしやすいするためにも30才以下のユダヤ人分担難民には家族・老令者・主婦および青年にかんする連邦省のいわゆる保証基金方針Garantiefondsrichtlinieにもとづいて補助金を申請できるし^⑤、さらに30才以上50才未満の高校卒業者の再就職のための教育対策がOtto-Benecke財団Siftungの委託をうけて連邦教育・研究省の資金でおこなわれている。（いわゆる大学教育受講者プログラム）ノルトライン・ヴェストファーレン州にも語学研修奨励制度があつて、同州の資金で強制移住者Aussiedlerのために特設の3ヶ月間の就職用の語学研修コース、1997年度からはユダヤ人分担難民のための同研修コースが奨励されている^⑥。ただし、当該人物が社会法典第

3篇の語学研修コース乃至は保証基金措置をおえているが就労乃至研修場所のないことを参加条件にしている。

2. 移民グループの構造上の特色

連邦所轄行政庁のレポートによると、1991年以降2000年4月30日現在までに115,000名以上のユダヤ人分担難民が旧ソ連邦諸国よりドイツに入国した⁷⁾。うちノルトライン・ウエストファーレン州へは全連邦ならびに難民手続上の受入比22.4%、したがって1991年度から1999年度までに約30,000名がやってきた。同州ではドルトムント市とハムHamm市の中間地点にあるUnna Massen市（訳者注 ドルトムント市に隣接する衛星都市）に強制移住者、移民および外国人・難民の州管理局Landesstelle für Aussiedler, Zuwanderer und ausländische Flüchtlinge in Unna Massen=LUMがユダヤ人移民を一時的に登録收容し、数日後同州内の各地方自治体に継送されるまでの間、彼らを相談・世話することを引受けたのである。1991年4月から1999年12月までの間に43,000件以上の入国申請がLUM宛にあり、うち38,000件以上の申請を承認した。残りの入国申請については、1999年12月末現在審査中である。同州管理局のほかの統計資料によると、同州内の29,496名のソビエト・ユダヤ人の出身地の多くはウクライナ12,782名、ロシア連邦7,779名、モルダビア1,163名であることが判明した。1999年度にドイツ連邦共和国が受入れたユダヤ人分担難民の69%以上が、ウクライナとロシア連邦の出身者で占め、1991年より1999年度間に同州が受入れたユダヤ人のうち29,248名が同州管理局によって同州内の各都市と地方自治体へ継送された。その場合の主要な配分基準は何かというと、ユダヤ人ゲマインデのある自治体に新しいユダヤ人難民が配分されるが、各ゲマインデ内のこれまでの收容力と今後どれ位收容が可能かを考慮しておこなわれたにしろ、同州内のより大きな都市に移民が集積されることになり、結局1991年度から1999年度の間には、全体の約3分の1がデュッセルドルフ（4,605名）とドルムント（3,764名）大都市に配分・受入れられた。また同州在住のユダヤ人分担難民の年令構成・性別・家族状況と職業・資格構成にかんしてはLUMのデータで知ることができる。以下のべられる同構成資料はドルトムント市に関するものであるが、それはドイツ在住ユダヤ人分担難民グループの典型でもある。（訳註 本資料末尾に参考までにウエストファーレンおよびノルトライン地域の1999年度のゲマインデ会員の増減・年令構成・出入状況統計を掲載しておく。）

まず年令別報告では、1999年末までの移民中47%が45才以上である。18才-45才までの

年令層は同期間全移民の3分の1以上である。このことから判明するのは、同時点で分担難民の大多数が彼らの人生の中期にあるということである。したがって、他の難民グループと較べても異った年令構成を示しているが、こうした年令構成はこれまで旧ソ連邦よりドイツに移民してきたユダヤ人に特徴的なものであり、このような特色はその他の研究でも証明されている^⑧。次に性別報告では婦人が優位である。ベルリンのユダヤ人分担難民グループについておこなった研究をみても、このような優位について次のように証明している。すなわち、ドイツへの移民がおこなわれた初期には主として独身男性が入国したが、その後になると比較的多くの女性が、しかも老令の婦人が多く入国するようになったのである^⑨。家族構成報告ではドルトムント市にこれまで移民してきた者の60%は既婚者であった。家族構成員数については本報告書にはないが、ベルリンの調査によると一人子家族Ein-Kind-Familieが優勢である。とりわけそれはソ連邦のヨーロッパ圏の移民家族にみられる。Schoeps氏その他もまた、既婚者は75%でその平均子供数は1.2名であるとのべている^⑩。LUMの報告書はウクライナとロシア出身のユダヤ人を数値的にみて、ソビエト・ユダヤ人の家族構成はこれが「普通家族」であると一般化してとらえている。職業・資格構成報告は就労者に関するものである。現在ドルトムント市に居住するユダヤ人分担難民の半数以上54.4%は出国前には就労者であった。出国前に就業していないか乃至就業していなかった入国者の大部分は子供乃至は就学者と年金生活者である。同年金生活者がかつてどういった職業・資格グループに所属していたかについては明らかでないし、私どもの統計にはこれに関する資料はない。なお、婦人の就業率が高く、旧ソ連邦のそれと比較しても女性家族員の就学率は高いのである。

LUMが個別的に調査した職業・職能別報告書では、それぞれの営業活動を一定の職能・資格別に格付けしている。同報告書は次のように数値的に明記している。ドルトムント市に居住するユダヤ人分担難民のうちの半数以上は大学卒であり、技師Ingenieure・技術者Techniker（工学者）情報学専門家Informatiker、自然科学者、エコノミスト、医師、教育者、芸術家である。さらに技術者、DV専門家、DV・Fachleuteおよび芸術上の有資格者も加えてユダヤ人分担難民の約3分の2は高度の職能有資格就労年令者としてランク付けできるのである。こうした所見は他の調査でも確認できる^⑪。職種・資格別グループの性別報告では、男性は技術者・技師に、これに対して女性は医療と教育、経営に従事する者が多いとある^⑫。

3. 就職状況。高資格者と失業者

ノルトライン・ウエストファーレン州のユダヤ人移民グループの現在の就業状況を見るには、とりあえず連邦労働庁作成の旧ソ連邦よりきた社会保険支払義務のある就労外国人 Sozialversicherungspflichtig beschäftigten Ausländer 統計を手がかりにしよう^⑬。ユダヤ人分担難民の就労状況の数値にかんする報告書は現在作成されていない。当該連邦労働庁の統計には例えば旧ソ連邦からの強制移住民 Aussiedler の外国人家族として入国した者も算入されている。したがって、同地域からやってきた社会保険支払義務のある就労外国人内に占めるユダヤ人移民の割合について明確にすることはできない。

1999年6月30日付の1998－1999年度間の統計によると、旧ソ連邦よりノルトライン・ウエストファーレン州にやってきた外国人で社会保険支払義務者として就労している者は9,074名である^⑭。同州内の約30,000名ものユダヤ人分担難民数値からすると、これは大変低い第一次労働市場への統合率である。しかし、30,000名という数値は未就労グループを除いた数値である。ドルトムント市が記録した数値によると、潜在的な就労希望者率は54.4%である。したがって、同州全体の潜在的な就労希望者率は平均55%と高いとみることができる。この%は全連邦的にも受入れられる数値でもある^⑮。同州に移していうと、16,500名のユダヤ人分担難民の潜在就労希望者がいるということになる。（1999年12月31日現在）

大きく見積ると1999年度は、旧ソ連邦からの外国人のうちの約60%が社会保険支払い義務のある就労関係にあるということになる^⑯。ということは、大きくみて、連邦内で現在生活しているユダヤ人移民の少くとも40%が失業していることにもなる。1998年度と較べてもその数値はあまり変らない。同年度は全連邦の失業率は48%と報道されていた^⑰。ユダヤ人分担難民の失業率は、比較的が高いといわれるドイツの外国人失業率とくらべても、かなり高いことが以上の数値から判明する。社会保険支払義務のある就労関係をみる場合には、もともと有期契約の、あらたな失業を出さない第2次労働市場の就労場所についても考察に入れることが必要である。とりわけ、このことは地方自治体の就労プログラムにとって重要な意味をもっている。というわけは、ユダヤ人移民の大多数は社会扶助の受給者であり、その人たちが本来の就労制度には臨時的にしかかわりをもっていないからである^⑱。（彼らの当面のスローガンは「社会扶助にかわる仕事を次」（Arbeit statt Sozialhilfe!!（訳者注）彼らの本当に熱望してるものは社会扶助ではなくて仕事口であるという意味）

移民がその受入先の社会の就労システムのなかに組み込まれていくということは、社会的統合のプロセスとして基本的指標 *eingrundlegender Indikator* である。このような方法ではじめて独自の収入の確保がえられるという経済的意味における基本的な事柄は、それ故にこそ国家の扶助に依存して克服されるものである。それはまた心理的にも基本的な事柄である。すなわち、受入社会にたいする自己意識の確認と同社会への所属意識という意味において基本的な事柄である。そして、それがまた同時に社会統合的機能をはたすのである。すなわち、受入社会内の役割構造と身分制度内での昇進、それに伴う安定した同時に〈正常化〉した相互行動と相互のコミュニケーションの可能性が生れるのである。性別をとうことなく地域社会内の労働市場にまず適宜に参入することが第一順位をねらうコツというテーゼがユダヤ人移民についても妥当するのである。以下「ドイツにおける難民の生活関係」と題する調査プロジェクトのなかで3組のユダヤ人分担難民家族を調査サンプルに選び出しておこなった詳細な伝記的インタビューにもとづいて、特殊な労働市場問題と労働市場行動ならびにこうした移民たちの将来への希望を要約紹介しておく。

3の① 労働市場問題とその行動

多くの時間をかけておこなったインタビューの結果判明したことは、彼らがドイツの労働市場に参入する現実のプロセスこそが重要問題であって、そのために必要となる労働許可手続問題 *Arbeitsgenehmigungsverfahren* とは直接関係しないという点である。と云うのもこの種の移民グループの多くが、すでにみたように、教育・研修水準からみても高度な能力をもった人たちであるためでもある。さらに彼らは庇護移民 *Asylmigrant* と較べて長期間かなり大企業で鍛えた職業実務歴を考えると、これまでに既に多様な体験と知識をもっている人たちである。そして出身国でえた彼らの知識をドイツで新しくえた地位のなかで蓄積しうることもほとんどないままに^⑧。持込んできた資格や潜在的な経験をもとにして、多くの人たちが受入国のそれぞれの職務領域で確固たる地位を占めるべく努力していることも明らかにされている。大多数の人たちが自らの意志で適当な労働市場に参入できる可能性や方法を急いで創り出そうとしても、それに成功する者はごくわずかであることは云うまでもない。こうした社会参加にも拘らず、ユダヤ人移民の主要な課題は相変わらず市場統合問題である。このような高度の有資格移民たちの就労伝記は労働市場にうまく参入できないために、しばしば破局、時にはきびしい断層を体験することもある。例えば第1次労働市場に職業資格措置でもって就労することのできた比較的少数の移民ですら、大

抵の場合出身国で得ていたよりもはるかに低い資格・地位の職場しか得られていない。ユダヤ人移民たちは、やむをえず必要上全く新しい仕事に挑戦しなくてはならないこともある。その原因は例えば、コンピュータの知識の有無を資格審査の基準にするとか、自分が受けた教育資格とか証明書がドイツでは認められないか、それとも認定されるまでにかなりの時間がかかるといった問題にもある。大抵の場合、職業契約締結Berufsabschlüßにかんする一般的拘束力のある認可基準が存在していないのである。

われわれがインタビューした1人の建築技師はウクライナで長らく高層建築鉄鋼コンビナートの建設監督兼設計主任として働いていたが、当該インタビュー時にはある派遣会社の建築主任として社会保険支払義務のある就労者として働いていた。彼の「高層建築の専門能力と指導力」という本来もつ資格にふさわしい建築技師ないしは技術者としての職場をみつけ出せなかったし、長期にわたって社会扶助だけで生活しなくなかったのも、彼はこうした仕事に就労してしまったのである。彼にしてみれば適格な少くともより収入のえられる地位を週刊労働市場情報紙で探しても今日までに何ら良い成果をえられなかったもので、人生のど真中に現在いる彼としては、これ以上諦観することを止めたのである。

モルダビアで最終的には法律顧問Rechtsberaterinとして働いていた女性法律家と、ウクライナのいろいろな建設コンビナートで設計技師として働いていた建設技師といった私たちがインタビューをした2名の女性パートナーの労働市場での行動は、低い段階からはじまって全く新しい仕事をはじめたのに、今だに確かな出口をもたない実例である。女性法律家の場合、彼女の言い方でいうと「私のこれまでモルダビアでやってきたような仕事は、私にはもうタブーになったんだ」と直ぐ悟った。私はドイツでは法律家として働くことはできない。労働局の語学研修をおえた後、先ずドイツの法制を学ぶために弁護士事務所で実地見習いをしようと考えた。しかし、もちろん労働局の所轄就職斡旋者は彼女にたいし、「そんなこと忘れなさいよ、貴女の年才と不十分な語学力では、そうした考えは捨てたほうがよい」と告げた。これに対して彼女は再教育を受けようと自ら努力した。その後、彼女は自分のお気に入りの租税専門助手の養成コースをへて女性職員として採用されることに成功した。しかし、まず最初の実習をみて、教育担当の責任者である斡旋者が、彼女のドイツ語の知識が十分でないとなし、研修をやめるよう彼女に考えを抱かせたことは明らかである。このことが彼女にショックであったとしても、彼女はあきらめなかった。彼女はしばらくし、あとになって医療助手養成訓練を受けようと決心した。ドイツ系ポーランド医師によるこの研修はロシア人の女医の知人の斡旋によるものであった。実は彼女

はまあより心配していた自分の将来の労働市場を考えて次のように判断した。「3年間は仕事をしながら学習する。そのあと私の年齢はどうか？」同時に彼女は自らの感性を豊かにすることにも努力する。「3年間は仕事するが、自宅をもたない。しかし、ドイツ語を話す、そうすることで私はもっと良いドイツ人になれるのだ。」

女性建築技師の場合もまた、これまで習得した職で就職口をみつけようと長らく努めてきた。彼女の場合もまた、自らの資格に適応した職業と関係させた求職活動をしたために成功しなかったため、自らの好む事務所関係の職種の再教育をうけて仕事をかえて稼ぎの利益をえようとした。彼女のイニシアティブでおこなった求職活動の成果といえば、「2つのやり方で補欠人リストに登録したのに認可にならなかった。このような不確かな状態のままに就職の可能性を実現しようと努めた。私が手にしうるものを受入れようとしたが、現在私が手に入れた唯一の可能性は家政婦コースである」大世帯でさまざまな種類の営利活動をするためのテストに合格できるようおこなう1年間の研修は、他方で事務所関係の仕事にも時ならぬ再教育をうけねばならぬ見込みも今なお捨てきれないので、彼女の場合はもちろんいちがいには職業選択とはとらえきれないのである。

インタビュー時に失業中で社会扶助で生活していたもう2名の参加者がいたことにもふれておく。そのうちの1名は電気工とその妻の生産管理技師で6ヶ月間の義務的なドイツ語研修コースをおえて、2年経過しているのに、就職口がないか、あるいは自分のもつ資格にふさわしい仕事を選択中である。もう1名は出身国で大規模な冷蔵庫コンビナートの部長という指導的地位にいた機械建設技師で、第一労働市場で、本人の面接と資格にふさわしいポストにつけないでいる人物である。彼がうまく参加できた「技術者のためのマネージメント実務訓練」というテーマの再教育措置内容は、本人を特に啓発するものではなかった。（「私はモルダビアで、こんなことは既にも実践しておりました」）実は、彼は機械建設の設計者のような自分の資格にふさわしい仕事を絶えず求めていたし、とりわけコンピューター方式の組立ての知識をも自由に駆使できる人物であったが、財政的な理由で経営上かけりのみえる部門で就職口を探すことをやめようとはしなかったのである。「私は何時も仕事をしたが、もぐりの仕事Schwarzarbeitであったので、それを云うことができなかった。」インタビューの時点でももちろんこんなことはなかったのであるが、わたしどものインタビュー相手は皆ドイツ語をしゃべることに苦労しなかった人たちであったことをあえて強調しておきたい。労働市場の視点でみると、ドイツ語が堪能であるということが実は必要条件になりえないという実例があったが、学問的に有資格の分担難民とし

て確固たる地位を占めるためには十分ではなかったのです。

3の② 今後の予想

さてユダヤ人移民の第1世代は自分たちのドイツへの移民についてどのような差し引き勘定をするのだろうか。彼ら自身についていえば、自分たちの就職にたいする期待が今なお十分に満されていないと思っても、子供の将来を考えると自分たちの移民計画は意味があったと思っている。自分のことを考慮しないで、あるいは自分の子供のことしか考えない場合に、移民したことは正しい第一歩であったと一瞬口外するかもしれない。それは展望をもった問題処理に特有の解釈かもしれないが。大抵の人は自分自身の労働の伝記のなかで、いくつかの苦しい断層を体験してきた。でも「移民は正しい第一歩」というテーゼを、さらに実現するためには、次のように構想することによってのみ持続できるものなのである。すなわち、移民してきた第一世代の親たちは、この土地のギムナシウムですでによき進歩をめざして努力する自分たちの子供が、いつかは更により生活ができることをいつも希望しているということである。

4. 展 望

比較的有利な法的地位にありながら高度の資格をもったユダヤ人移民グループが、どうしても不安定な仕事にしか就けない理由は何か、また彼らの労働市場への参入をよりよく実現できるようにするための策は何か、といった問題がどうしてもこうした背景に出てくる。ドルトムント大学再教育（継続教育とも訳す）センターZentrum für Weiterbildung der Universität Dortmundがドルトムント再研修促進協会Verein zur Förderung der Weiterbildung in Dortmundと共同で現在取組んでいる研究プロジェクトの課題とは、こうした問題の詳細な共同調査である⁹⁰。まず第一の問題に接近するには、移民をした人たち側にある高い失業率のもろもろの原因は何かということが問題となる。その場合、以下のような点の不足が問題となる。すなわち、労働市場に不適格な年齢構成、それと関連した適応力と行動力の欠如、およびドイツ語会話能力・コンピューター知識の不足がそれぞれである。例えば彼らが持込んだ職務にたいする固執Kopplastigkeit der mitgebrachten Beruf, それにつながる身分固定的とは云えないにしても現実的でない請求型の思考、社会化や家柄制度にこだわった特殊な行動などは、移民たちが自ら積極的に活動する妨げになる。なぜなら、アカデミックな職業領域では特に必要ないわゆる自らを市場に売り込む能力がそこにはみられ

ないからである。以上のような移民グループにあるこうした特殊な性格を認めはするが、どんな見解も根拠のないものとして退けたとしても^④、こうした性格が高失業率の原因になっていることだけは注意しておかねばならないのである。現に移民生活を送る移民に特有の不足分析Difizitanalyse自体が今なお不十分である。

他方、移民側にはなくて受入社会とかその社会制度側の対応のおくれも同時に視野に入れておかねばならない。新移民をなるだけ長期的に社会と労働市場に統合するためにはどのような統合政策上の規則とそれに付随する措置が必要かといった問題について十分明らかにされないままでは、その方策を開発改革しないままに放置していることも問われねばならない。受入れ社会側がリストアップし、要請したもろもろの不足事項のうちの一例は、時間的にも内容的にも全く不十分な語学研修助成問題である。われわれの面接に応じた当時の派遣労働者の一人は「私の不幸は語学研修コースからはじまった」と云った。彼をこんなにガッカリさせた劣悪な労働市場状況を、6ヶ月間の労働局の語学研修コースにはじまる展開にてらして以下みてみよう。全く様ざまな語学力レベルの人たちのグループのうちには、全くドイツ語の話せない人もいれば、彼のようにかなり堪能な人もいた。常時、語学教師が変るし、更に1クラス20名以上もの多人数の語学研修グループでは大きすぎる。結局、それは授業日数を短縮し、語学コースの授業時間を延長することで改善された。そして、ドイツ語授業を1日あたり8時間集中的におこなうことになった。さらにドイツの外国人労働者、後期強制移住者Spät-aussiedler難民資格者、分担難民のための語学研修制度は、かなり選択的で釣合いがとれなくなっているのだから、改革する必要がある、と専門筋から苦情が出ている始末である^⑤。

結論としていえることは、一定の方向付けをもった統合コンセプトにもとづいて移民の社会的導入を実現目標にした当該移民にふさわしい（乃至は移民を補助する）統合政策が一般的にみて不足しているのではないか。そうした政策を必要とした例がユダヤ人分担難民グループの場合であって、同グループはドイツ連邦共和国内に相当以前から家族同伴で移民してきた唯一の外国人グループである。しかし、統合の基本的指標となる労働市場へ彼らが参入しようとしても、極端に高い彼らの失業者数が話題にのぼるようでは矛盾としか云いようがない。

(2001年8月8日脱稿)

脚 注

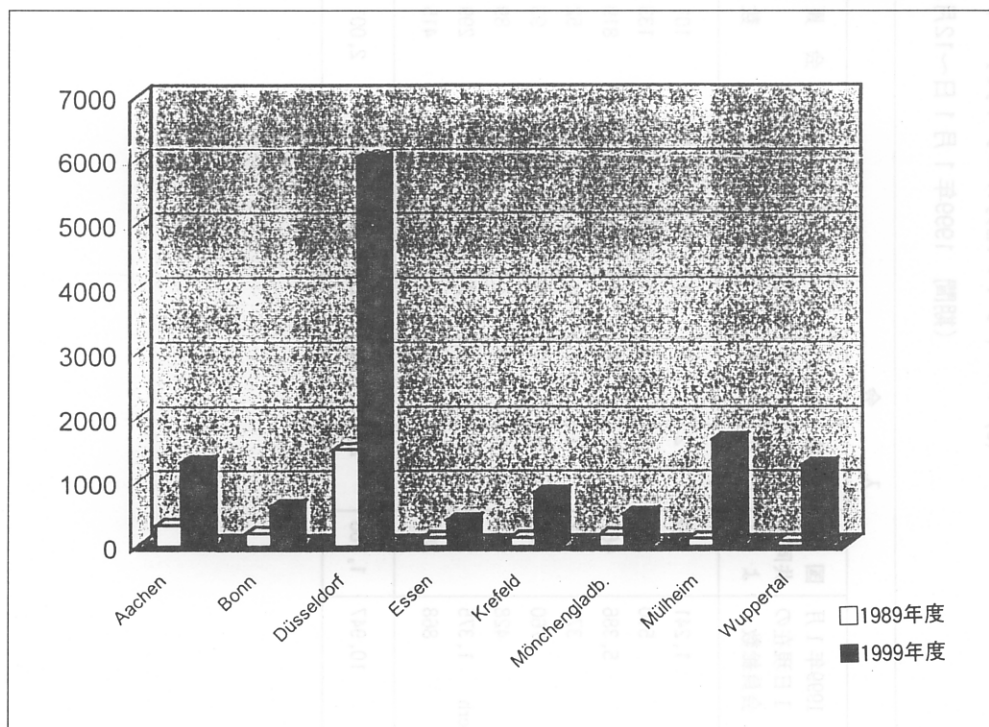
- ① 本稿は、ドルトムント大学再教育センターのPeter Kühne氏と共同実施の「ドイツ長期在住難民の生活関係に関する広汎な実証研究プロジェクト」に基づくものである。実験データは主として、ノルトライン・ウェストファーレン州とドルトムント市を対象にしたものである。Peter Kühne/Horald Rübler, *Die Lebensverhältnisse der Flüchtlinge in Deutschland*, Campus Verlag, Frankfurt, 2000, s. 634 上掲書の書評はZAR2000年, 第6号 P. 282-283を参照されたし。
- ② ZAR-Dokumentation, *Aufnahme von Juden*, ZAR1999年第5号, 239ページ参照。
- ③ 1990年度には、とりわけユダヤ人%の高い数千もの人たちがソビエト連邦のドイツ民主共和国領事館にビザ申請をした。ドイツ連邦共和国領事館にも同共和国への入国申請者数が増大した。Harris, *Zeitschrift für Migration und Soziale Arbeit* 1997, s. 36.
- ④ 本規則の例外は、ヒトラー・ファシズムの被迫害者にたいするいわゆる補償年金*Entschädigungsrenten*の場合である。本規定の該当者は、強制収容所に最低限6ヶ月間拘留されたか、あるいは18ヶ月間ゲットー生活を甘んじて受入れたか、人間としてかつ危険な状況のもとで隠れた生活を強いられた事を証明しなければならなかった。デュッセルドルフ・ユダヤ人ゲマインデ発行の*Merkblatt für jüdische Zuwanderer aus der GUS in Düsseldorf*, 1996, s. 20
他方、分担難民については、外国人年金法*Fremdrentengesetz*第17条のa項によって、年金支給申請有資格者は、本人が国家社会主義勢力が開始される時点にドイツ語文化圏内に居住し、かつまた16才以上の者であることを必要とした。これを決定する場合には、迫害をうけなかった者にも同年金が支給される。
- ⑤ この類別には、学校・職業教育問題指針RL-GF-SBおよび単科大学問題指針RL-GF-Hがそれぞれ適用される。単科大学問題研究の実施・続行を後援する所轄機関はボンのOtto-Benecke-Stiftungである。Küne/Rübler前掲書. 349ページ参照。
- ⑥ 強制移住者・移民・外国人難民のためのノルトライン・ウェストファーレン州事務局編のKrekeler著*Berfsorientierte Sprachkurse für Spätaussiedlerinnen und Spätaussiedler, Zuwanderer und ausländische Flüchtlinge in Nordrhein-Westfalen*, 1999参照。
- ⑦ 国家共同体からのドイツへのユダヤ人移民の数値的增加については、*Bericht der Beauftragten der Bundesregierung für Ausländerfragen über die Lage der Ausländer in der Bundesrepublik Deutschland*, Februar 2000, s. 239. 参照
- ⑧ Kessler, *Zeitschrift für Migration und Soziale Arbeit*, 1997, 40ff. およびSchoeps/Jasper/Vogt, *Ein neues Judentum in Deutschland?*, 1999
- ⑨ Kessler, 前掲書 (Fn. 8), s. 41. 参照。
- ⑩ schoeps/Jasper/Vogt, *Russische Juden in Deusthland*, 1996.
- ⑪ Schoeps等前掲書 (Fn. 8) s. 43. 参照。
- ⑫ Schoeps等前掲書 (Fn. 8) s. 47. 参照。
- ⑬ 同統計は、雇用主の健康保険のための社会保険申請書にもとずいて作成されたものであるが、連邦労働庁が同申告書を資料に就業者統計を作成したとなると、年金保険負担者*Rentensversicherungsträger*が対象からはずされることになる。社会保険支払義務のある就労者には、研修中の就労者も含めて、社会法典*Sozialgesetzbuch (SGB)* 第3編労働の促進の条項に基いて、疾病保険支払義務・年金保険支払義務・乃至分担金支払義務*beitragspflichtig*, または年金保険法によって分担額を支払わねばならない全労働者が含まれる。
- ⑭ この年度統計は、常時各年度の6月30日末の数値を示しているの、普通の年度末統計との比較は容易でない。

- ⑮ Schoeps等前掲書 (Fn. 8) , s. 65参照。
- ⑯ 60%という比率は、1999年6月30日までに旧ソ連邦より移住してきた保険支払義務のある就労外国人9,074名を1999年度末の数値として見積った場合の%である。1998年7月1日より1999年6月30日までの年間約1,810名の増加率が変らないとすると、1999年7月1日より同年12月31日までの半年間に社会保険支払義務のある就労者数は905名増ということになる。したがって、1999年度末の同数値は9,979名となる。すなわち、潜在勤労者16,500名に占める社会保険支払義務就労者9,979名の占める比率は、60.4%となる。
- ⑰ Schoeps等、前掲書 (Fn. 8) s. 66参照。
- ⑱ その他に語学・再研修コース卒業者とか、収入のよい就職口がないためにやむをえずその地位に甘んじているような家庭主・主婦といったいわゆる秘密予備軍 *stille Reserve* を入れると、本当の失業率は60~70%と査定されるのである。Schoeps等前掲書 (Fn. 8) , s. 66参照。
- ⑲ Gruber/Mets-Göckel/Proschka, *Russische und polnische WissenschaftlerInnen in Deutschland. Ergebnisse einer Untersuchung über (Spät)-AussiedlerInnen und jüdische Kontingentflüchtlinge.* Universität Dortmund. Hochschuldidaktisches Zentrum. Beiträge zur Hochschuldidaktik und Hochschulforschung, 1999参照。
- ⑳ このプロジェクトのタイトルは、*Die Migration russischer Juden aus der ehemaligen Sowjetunion nach Nordrhein-Westfalen: Integrationswege und Qualifizierungsbedarf*である。なお本プロジェクトは Ministerium für Arbeit und Soziales, Qualifikation und Technologie des Landes Nordrhein-Westfalenおよびドルトムント大学の財政支援をえておこなわれた。
- ㉑ Gruber, *Suche nach IT-Spezialisten auf dem internationalen Arbeitsmarkt—doch die russischen Spezialisten leben schon hier ; Frankfurter Rundschau (Dokumentationsseite) v. 8. 4. 2000*参照。
- ㉒ Forschungsinstitut der Friedrich-Ebert-Stiftung. Abt. Arbeit und Soziales編, *Dormann/Schlebusch, Die Sprachförderung für Migranten in Deutschland—Systematische Inkonsistenzen bei gleicher Zielsetzung, in: Integration und Integrationsförderung in der Einwanderungsgesellschaft, Schriftenreihe: Gesprächskreis Arbeit und Soziales Nr. 91. S. 65ff. 1999*参照。
- ㉓ 第1・第2資料の両著者によっておこなわれた2年間の(1999年7月—2001年6月)ドルトムント大学再教育センターの次の共同研究プロジェクト *Die Migration russischer Juden aus der ehemaligen Sowjetunion nach Nordrhein-Westfalen. Integrationswege und Qualifizierungsbedarf* の成果は以下の題名ですでに出版されている。Hochqualifiziert und arbeitslos—Jüdische Kontingentflüchtlinge in Nordrhein-Westfalen. Problemaspekte ihrer beruflichen integration. Eine empirische Studie, Verlag Leske+Budrich, Opladen 2002. なお、同プロジェクトの主旨および Dr. Harald Rüßler の近著をインターネットで参考にできる。http://www.zfw.uni-dortmund.de/forschungsprojekte/d_forschung_juden.html また同再教育センター主任教授ペーター・キュンとの共同研究報告書 Kühne, P., H. Rüßler (2000), *Lebensverhältnisse der Flüchtlinge in Deutschland.* Frankfurt/M. Campus Verlag. 634s., の要約論文 Peter Kühne, *Arbeitsmarktintegration auch für Flüchtlinge* が *Einwanderungsland Deutschland: neue Wege nachhaltiger Integration*/Ursula Mehrländer/Günther Schultze (Hg.)-Bonn: Dietz, 2001, s. 222—239 に掲載されている。同書を2002年7月24日渡英前日フランクフルト市内のHugendubel in Schwanで入手した。
- ※ 以下に掲載する統計はすべて、フランクフルトのZWST (Zentralwohlfahrtsstelle der Juden in Deutschland e. V. が毎年定期的に刊行する〈Mitgliederstatistik der Einzelnen Jüdischen Gemeinden und Landesverbände in Deutschland〉の2000年度版(2000年1月1日付)より引用した。

(1) 1989/1999年度のノルトライン地方の各都市別ユダヤ人ゲマインデ会員の増加数※

ゲマインデ名	会 員 数	
	1989	1999
Aachen	326	1,309
Bonn	202	623
Dusseldorf	1,510	6,053
Essen	130	410
Krefeld	132	842
Mönchengladb.	179	510
Mülheim	118	1,673
Wuppertal	82	1,267
	2,679	12,687

(2) 1989/1999年度のノルトライン地方の各ゲマインデ会員の増加数比較



(3) ノルトライン地方のユダヤ人ゲマインデ出入会員数

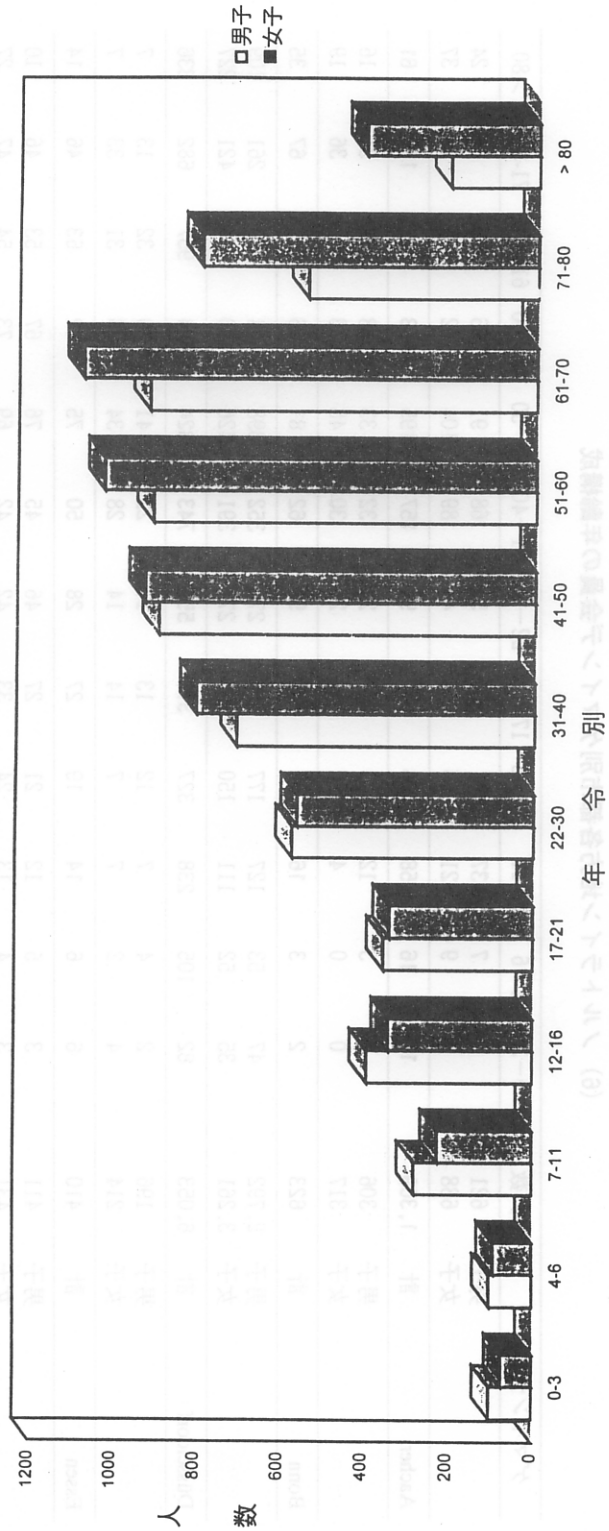
(期間 1999年1月1日～12月31日)

ユダヤ人 ゲマインデ名	1999年1月 1日現在の 会員総数	入 会							脱 会						
		国 家 共 同 体 よ り	外 国 よ り	他 の ゲ マ イ ン デ よ り	転 入	出 生	そ れ 以 外 の 入 会	入 会 総 数	出 移 民	他 の ゲ マ イ ン デ へ	転 出	死 去	そ れ 以 外 の 脱 会	脱 会 者 総 数	1999年12月 31日現在の 会員総数
Aachen	1,241	90	2	6	0	1	2	101	5	11	2	9	6	33	1,309
Bonn	510	121	8	1	3	0	0	133	0	13	0	7	0	20	623
Düsseldorf	5,386	667	17	88	4	5	38	819	14	42	9	77	10	152	6,053
Essen	379	42	1	7	0	1	1	52	1	6	4	10	0	21	410
Krefeld	760	86	0	7	0	0	0	93	0	0	0	11	0	11	842
Mönchengladb.	428	87	0	0	1	1	0	89	0	0	1	6	0	7	510
Duisburg-Mühlh-Oberh	1,375	295	0	0	3	1	0	299	0	0	0	1	0	1	1,673
Wuppertal	868	398	0	11	1	2	3	415	1	3	3	7	2	16	1,267
総 数	10,947	1,786	28	120	12	11	44	2,001	21	75	19	128	18	261	12,687

(4) ノルトライン地方がマインテナンス会員の年齢構成総数

	0-3	4-6	7-11	12-16	17-21	22-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	>80
男子総計	5,997	102	280	393	354	573	708	897	912	922	545	209
女子総計	6,690	74	225	342	340	561	806	930	1,030	1,082	799	409
総数	12,687	176	505	735	694	1,134	1,514	1,827	1,942	2,004	1,344	618

(5) ノルトライン地方がマインテナンス会員の男女別構成比



(6) ノルトライン地方各都市別ゲマインデ会員の年齢構成

ゲマインデ名	会員数	0-3	4-6	7-11	12-16	17-21	22-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	>80
男子	621	7	7	37	51	36	50	68	91	86	99	65	24
女子	688	4	9	21	35	44	44	89	104	102	126	73	37
計	1,309	11	16	58	86	80	94	157	195	188	225	138	61
Aachen													
男子	306	2	3	12	15	25	27	32	33	48	62	31	16
女子	317	0	0	4	22	14	25	30	48	58	61	36	19
計	623	2	3	16	37	39	52	62	81	106	123	67	35
Bonn													
男子	2,792	47	53	127	177	156	275	352	398	414	423	261	109
女子	3,261	35	52	111	150	157	277	391	426	480	534	421	227
計	6,053	82	105	238	327	313	552	743	824	894	957	682	336
Düsseldorf													
男子	196	2	4	7	12	13	14	22	41	29	32	13	7
女子	214	4	2	7	7	14	14	28	34	33	31	33	7
計	410	6	6	14	19	27	28	50	75	62	63	46	14
Essen													
男子	411	3	5	12	21	27	46	45	76	67	53	46	10
女子	431	3	4	13	24	33	42	42	69	73	54	47	27
計	842	6	9	25	45	60	88	87	145	140	107	93	37
Krefeld													
男子	251	5	2	14	11	10	18	20	40	35	50	35	11
女子	259	1	4	7	11	11	17	25	37	43	55	39	9
計	510	6	6	21	22	21	35	45	77	78	105	74	20
Mönchengladbach													
男子	814	22	13	44	66	45	87	90	131	131	101	59	25
女子	859	19	12	31	54	33	83	113	124	138	114	84	54
計	1,673	41	25	75	120	78	170	203	255	269	215	143	79
Du-Mü-Ob													
男子	606	14	15	27	40	42	56	79	87	102	102	35	7
女子	661	8	9	31	39	34	59	88	88	103	107	66	29
計	1,267	22	24	58	79	76	115	167	175	205	209	101	36
Wuppertal													

(7) 1989年度・1999年度のウェストファーレン地方の各都市別の個別

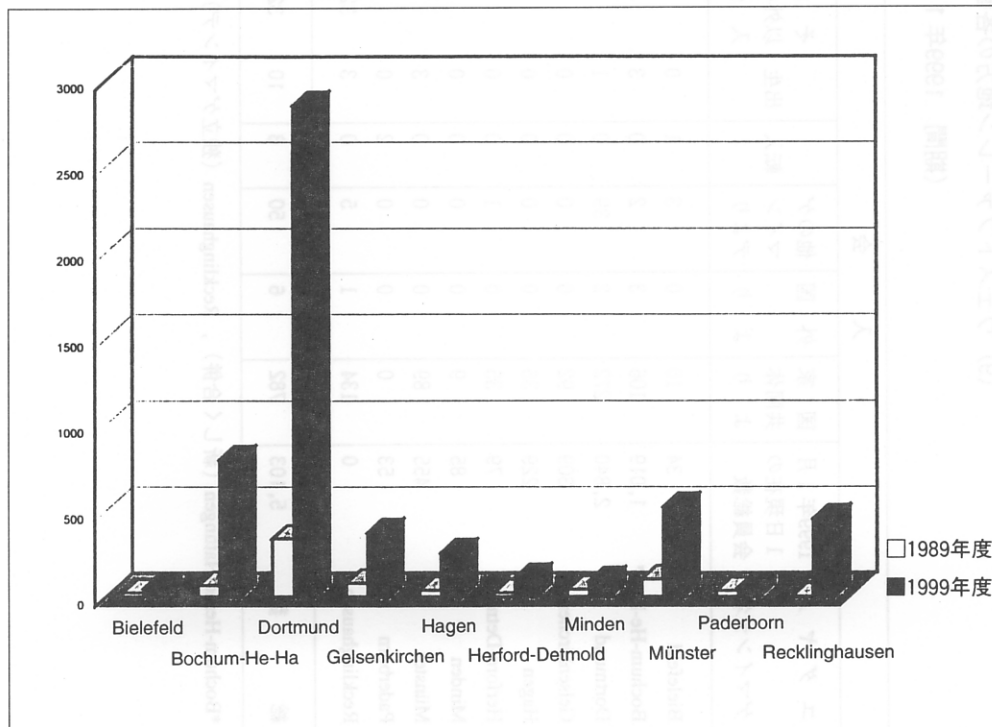
ゲマインデ会員の増加数

ゲマインデ名	会 員 数	
	1989	1999
Bielefeld	23	50
Bochum-He-Ha*	66	797
Dortmund	337	2,854
Gelsenkirchen	79	374
Hagen	38	256
Herford-Detmold	23	112
Minden	43	92
Munster	101	525
Paderborn	35	54
Recklinghausen**	0	456
	745	5,570

*Bochum-Herne-Hattingenの略

**独立ゲマインデ

(8) 1989/1999年度の各ゲマインデ会員の増加数比較



(9) ウェストフアレーレン地方の各都市別ユダヤ人ゲマインデ出入会員数

(期間 1999年1月1日～12月31日)

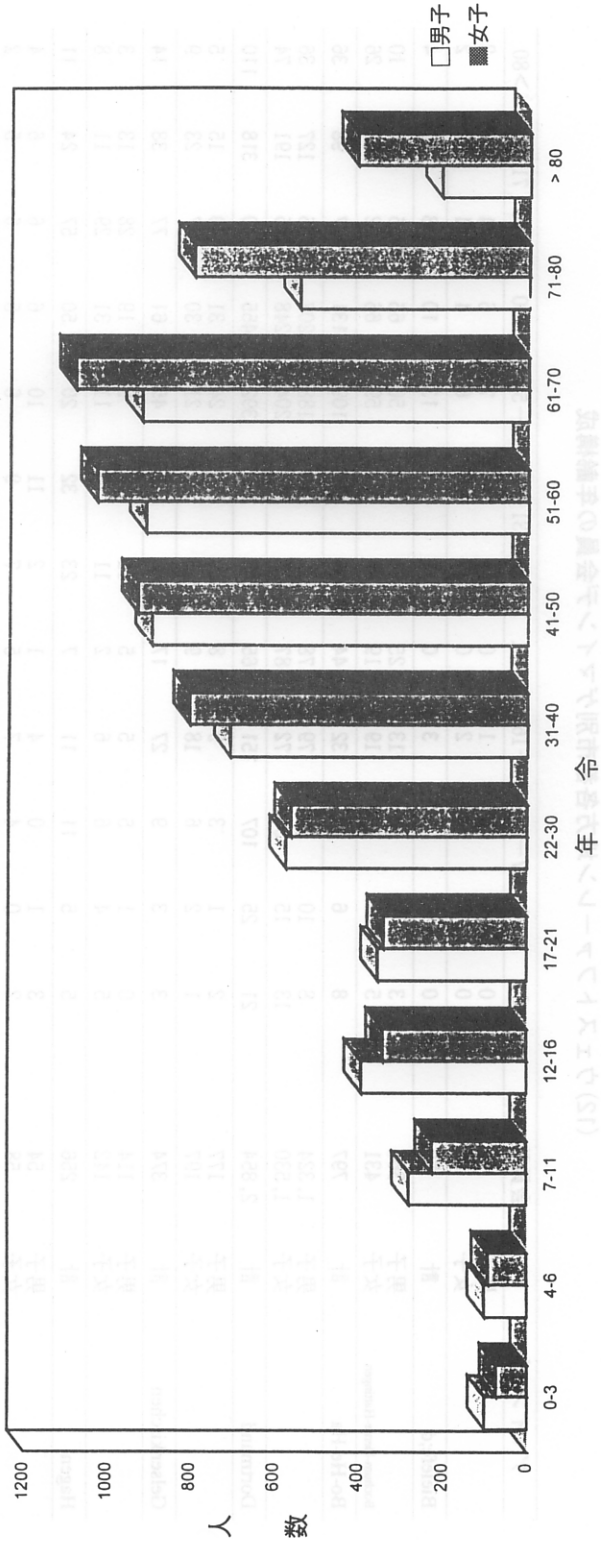
ユダヤ人 ゲマインデ名	入 会										脱 会					
	1999年1月 1日現在の 会員総数	国 家 共 同 体 よ り	外 国 よ り	他のゲ マイン デより	転入	出 生	そ れ 以 外 の 入 会	入 会 総 数	出 移 民	他のゲ マイン デへ	転 出	死 去	そ れ 以 外 の 脱 会	脱 会 者 総 数	1999年12月 31日現在の 会員総数	
Bielefeld	34	10	0	3	1	0	2	16	0	0	0	0	0	0	50	
Bochum-He-Ha.*	1,019	106	3	2	0	3	0	114	0	29	2	4	301	336	797	
Dortmund	2,840	272	2	39	0	1	0	314	7	20	19	39	215	300	2,854	
Gelsenkirchen	309	92	0	0	0	0	0	92	0	20	3	4	0	27	374	
Hagen	229	35	0	0	0	0	0	35	2	3	0	3	0	8	256	
Herford-Detm.	79	35	0	1	0	0	0	36	0	3	0	0	0	3	112	
Minden	85	9	0	0	0	0	0	9	0	0	1	1	0	2	92	
Münster	455	89	0	0	0	3	0	92	0	13	1	8	0	22	525	
Paderborn	53	0	0	0	2	0	3	5	0	3	0	1	0	4	54	
Recklinghausen	0	134	1	5	0	3	324	467	0	4	1	6	0	11	456	
総 数	5,103	782	6	50	3	10	329	1,180	9	95	27	66	516	713	5,570	

*Bochum-Herne-Hattingen (新しく合併), Recklinghausen (独立ゲマインデ)

(10) 年齢構成総数 (ウェストファールン地方ゲマインデ会員)

	0-3	4-6	7-11	12-16	17-21	22-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	>80
男子総計	33	31	107	154	141	226	328	355	419	489	243	71
女子総計	43	37	115	154	141	253	338	379	467	546	353	147
総数	76	68	222	308	282	479	666	734	886	1,035	596	218

(11) 会員の男女別構成比



(12) ウェストファール地方各都市別ゲマインデ会員の年齢構成

ゲマインデ名	会員数	0-3	4-6	7-11	12-16	17-21	22-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	>80
男子	26	0	0	0	1	0	1	3	7	6	4	2	2
女子	24	0	0	0	2	0	2	0	6	4	4	4	2
計	50	0	0	0	3	0	3	3	13	10	8	6	4
Bochum-Herne-Hattingen													
男子	366	3	2	10	13	25	24	42	50	65	85	37	10
女子	431	5	4	18	19	19	29	43	59	66	82	61	26
計	797	8	6	28	32	44	53	85	109	131	167	98	36
男子	1,324	8	10	54	79	78	123	159	188	207	255	127	36
女子	1,530	13	15	53	72	87	125	163	204	248	285	191	74
計	2,854	21	25	107	151	165	248	322	392	455	540	318	110
Dortmund													
男子	177	2	1	3	9	8	10	29	24	31	40	15	5
女子	197	1	2	6	18	9	18	23	21	30	37	23	9
計	374	3	3	9	27	17	28	52	45	61	77	38	14
Gelsenkirchen													
男子	114	0	1	5	5	5	12	14	9	19	28	13	3
女子	142	5	4	6	6	2	11	18	11	31	29	11	8
計	256	5	5	11	11	7	23	32	20	50	57	24	11
Hagen													
男子	54	3	1	0	4	1	2	11	10	6	6	6	4
女子	58	2	0	4	7	5	7	9	6	5	6	5	2
計	112	5	1	4	11	6	9	20	16	11	12	11	6
Herfort-Detmold													
男子	45	2	2	5	1	2	4	7	4	9	2	7	0
女子	47	1	0	2	1	2	8	6	5	7	8	5	2
計	92	3	2	7	2	4	12	13	9	16	10	12	2
Minden													
男子	255	11	10	10	17	18	35	35	35	33	28	18	5
女子	270	14	6	17	16	10	28	43	33	38	35	20	10
計	525	25	16	27	33	28	63	78	68	71	63	38	15
Münster													
男子	29	0	0	0	5	1	1	4	3	4	2	6	3
女子	25	0	1	1	1	3	1	2	7	4	4	1	0
計	54	0	1	1	6	4	2	6	10	8	6	7	3
Paderborn													
男子	207	4	4	20	20	3	14	24	25	39	39	12	3
女子	249	2	5	8	12	4	24	31	27	34	56	32	14
計	456	6	9	28	32	7	38	55	52	73	95	44	17

(第2資料)

ドルトムント大学再教育センター共同研究者

セバイン・グリューバー女史 Sabine Gruber

職業上の統合という緊張のなかでの東欧出身技術者と自然科学技能者
—ドルトムント単科大学教授センターによる比較分析—

目 次

1. はじめに
2. 困難なドイツ労働市場への参入
3. ソビエト・東欧諸国の単科大学制度
4. 自然科学基礎教育の長所
5. 免許認定問題
6. 出身国の複合的職業領域
7. 指揮・企画・チームワークの豊富な経験
8. スラブ語と文化交流の長所
9. 思考力とコンピュータ技能
10. 応募への助言
11. 英語・ドイツ語学力の改善
12. 統合の鍵となるドイツ語
13. おわりに

はじめに

90年代のドイツ国内の労働市場で、ソ連邦継承国からやってきた後期強制移住者Spät-Aussiedlerやユダヤ人分担難民Jüdische Kontingenzflüchtlingeが彼らのもつ職種資格にふさわしい仕事に就くことは仲々容易ではなかった。移民問題研究者や社会学者たちは、そのためにはあらかじめある方向性とか二者択一をしないで、直にこの問題群に取組みはじめたのである。特定の移入民グループの就労状況には部分的にそれぞれ地域的な差異がみられる。ドルトムント大学の単科大学教授法研究センターHochschuldidaktischen Zentrum der

Universität Dortmund. (HDZ) が先ず最初に取り組んだ調査対象はドルトムントとその近郊地域である。

まず調査をはじめて判明したことは、ポーランド人・ロシア人およびその他の東欧出身の大学卒グループの高い失業率と移民前に彼らがすでに技術者として科学技術の職務に就労していて、自然科学部門での高級の有資格者として相当な実務経験を積んでいたと推定される人たちである。ドルトムント大学の単科大学教授法センターは、こうした矛盾をテーマに「東西の自然科学比較。強制移住者・分担難民の技能適格性」とタイトルを付けた研究プロジェクトを立ちあげて、これから彼らを雇用する人たちに採用決定のための予備情報を提供するために、ポーランドを含む主として国家共同体からやってきた移民のなかのこうした技術者Ingenieur・自然科学者Naturwissenschaftlerグループの教育面にかんする研究をはじめたのである。ドイツでは東方移民のもつ知識・経験・資格にかんして殆ど知られていないが、ドイツ連邦共和国の供給過剰な労働市場で就職のチャンスを与えるためには、緊急に彼らのもつ資格をさらに向上させることが要請される研究領域にちがいない。まずドイツ連邦共和国と彼らの出身国間の資格の違いにかんする比較研究のもとにしたのは、ロシア連邦とポーランドでこれまでなされてきた自然科学や技術にかんする研究活動（計画・プログラム・最低限の必要要件）による豊富な調査資料である。1999年3月に修了したドルトムント市とその周辺地域に定住する30名の技術者や自然科学者たちとの質の高いインタビューを調査の軸にした。このインタビューの際の質問事項には、本人がこれまでに体験した教育・専門とか職業実務は云うに及ばず、就職や言語についてこれまでどのような統合の経過をへてきたのかについても一項目を設けている。こうした2つの調査方法から、今後彼らの就職状況の改善のためにはどのような資格修得措置や再教育（継続教育とも云う）Weiterbildungをほどこすべきか、またそのためにはどのようなより効果的な専門的・社会文化的な措置の導入が可能かについての具体的な開明を期待できるのである。例えば、求職活動・面談とか職場の活動面でも、言語の壁をのりこえることが重要な役割をするのである。ロシア人移民とのインタビューの際よくいわれるのは、新しい環境のなかでの生活にたいする彼らの期待と希望にたいして、ドイツ連邦共和国内では、将来に向けての就職の展望が開かれていないことの矛盾から生ずる問題である。旧東欧圏からの移入民のほとんどは、性別にかかわらず基本的には高級の勤労所得者として長らくその土地で生活してきた人たちであり、とりわけ調査対象とされた人たちを分類すると、科学的職業に就労していた人たちである。彼らは自らの物質的な生計とならんで、自分たち

にたいする社会的評価とこうした新しい生活領域でのつりあいのとれない自らの自己評価感情の矛盾をいだきつづけているのである。

就職難がインタビュー応接者の現地での求職活動を低下させている。30名の面接者のうち、ドイツにやってきて研修を受けた職種に就職できた者は、わずか3名にすぎない。したがって、彼らにとり全く新しい環境のなかでも活用できるのは、彼らにふさわしいこれまでの職業経験以外にないことが明らかになっている。こうした職場のうちの2事例とも時期的に異なるが、第1事例は、工場閉鎖によるもの、第2事例は本人のもつ職種に就けないうまに無給で5ヶ月間技師として働いていた者の場合である。インタビュー時点で就労中の面接者はわずか1名で、彼の場合も期限付の仕事にありついていたにすぎない。面接したもう1名の研究生は大学院ドクターコースの留学生Doktorandenstipendiumであり、求職者ではなかった。面接者のうちの5名は連邦内で専門外乃至資格以下の職場に就労していた。他の1名も同様な職場に就労していた。かくして、面接応対者30名のうちの22名は、再就職訓練校で修得した実務に就くことなく、ドイツ国内で就職できずにいるのである。

2. 困難なドイツ労働市場への参入

ドルトムントで面接したグループが特殊なケースではなく、同様な問題状況は他の連邦内の都市でもみられる。1998年2月の連邦労働庁の統計によると、1997年末旧西独内で、59,207名の失業した技師の有資格化学者・物理学者・数学者のうち、再就職者は6,512名、同時期の旧東独内の状況は更にきびしくて同じ職種の失業者43,685名中再就職者は1,749名しかいなかったのである。その後の技師の労働市場とその各専門分野別のなりゆきをみると、ここ2年間で電機および経営技師の就職状況は、建設技師のそれとはちがって若干なりとも改善されてきている。もとよりその数値をみると、今後も困難な状況がつづくことを明言するしかない。59,000名の技師の失業申請者にたいして、わずか4,900名分の求人件数しかない現状である。エレクトロニクスとか情報関連技師の需要増にたいして、製造部門の技師にたいするそれは減少傾向にある^①。さらに、マーケティング・販売・顧客サービス部門の知識や予備資格が殆どあらゆる分野の技術者の仕事のうえで、ますます重要な役割をしてきているのである。国家共同体やポーランドから移住してきた技師や自然科学者たちには、こうした状況とは一見あい入れないようにみえる。彼らの多くは、こうした部門の経験・専門知識がほとんどわずかしかない。彼らは、ドイツ連邦共和国ではほとんど需要も見込みもない専門知識しかもっていない。ノルトライン・ウェストファーレ

ン州内のドルトムントやその他の地域で1997年度の旧ソ連邦やポーランド出身の単科大学・専門学校卒業生の再教育と資格修得講座の受講者にかんする調査によると、その大部分はすでに需要の落込んだ建設職グループからの受講者であった。その内訳は建設部門の技師出身者75名、機械組立・航空機組立技師出身者38名、鉱業技師出身者9名、加熱・ガス・放送部門またはエレクトロ技師出身者は38名。これに対し、情報・マーケティング経験の技術者は殆どいなかった。移住技師たちに対して雇用主が求める雇用要件を詳しくみると、今なお問題が多い。殆どの場合、40才以下の女子よりも男子で優れた専門有資格者にしか就職の機会がない。インタビューに応じた者は大抵40才以上でしかも女性が大多数であった。したがって、こうした移住者たちは永い職務経験者で、なかには優れた資格をもつ者もいるのに、彼らの職種にふさわしい職場をみつけられないでいる。大抵の移住者は、ドイツ国内で実施の再教育と・資格修得措置を活用し職業生活の向上に努めている。とりわけ外国語を必要とする部門では、企業の多くが、以上あげた雇用要件以外にさらに資格を追加要求する。雇用主は大抵英語以外にできればフランス語とかスペイン語の会話力を要求してくる。さらに、雇用主は最新レベルのデータ処理に精通していることを期待するのである。

ドイツの労働市場では、技術者にみられるような問題が自然科学者についてもあるのである。1996年秋には、こうした分野での680ヶ所の空ポストに22,100名もの求職者が殺到した。このうち女子は8,333名いた。前述のドルトムントでおこなった資格向上と再教育行事に参加し、アンケート調査に回答をよせたロシア人とポーランド人のうちには、自然科学者はわずか38名しかいなかった。彼らの求職先が研究部門に限定されることが、この職業グループの就職をさらに困難にする要因となっている。そのうえ企業が職場を提供する際にも、きわめて高度な雇用条件をつけてくる。そのいずれの場合も、雇用パターンとして、優れた専門知識、なみはずれた研究成果、若年齢であること、さらに実務経験者であることを雇用要件とするのである²⁾。こうした困難な就職状況をまえにして、東欧からやってきた自然科学者の多くが、自分たちの実力不足をはっきりと認識すると同時に出身国の長所と実務経験を説明し、ドイツの同部門に自分が特大の利益をもたらしうることを説明せざるをえなくなる。単科大学教授センターもまた、こうした問題を説明する際、旧ソ連邦、すなわち現在の国家共同体ならびにポーランドの教育システムと規模を省みることが必要であるとのべている。

インタビューしたユダヤ系・ドイツ系移住者は最低限ドイツのそれに類似の物理学・生

物理学・地質学といった古典的な学習コースとか技術者制度で研修をおえた人たちであった。彼らが学んだ単科大学の輪郭を知れば、こうした様子がわかってくる。インタビューに応じた自然科学者と技術者たちは総合大学・工科大学Polytechnik・研究所Akademieの卒業者たちであり、彼らは自然科学・数学・物理学・化学・生物学・地球物理学といった11学科目のマスター修了資格をもっている。その他の者でも主として、土木建築（4名）機械組立・自動車・造船（5名）エレクトロニクス・エレクトロ機械装置・電信電話（4名）その他（6名）の技術者として雇用されていた。

3. ソビエト・東欧諸国の単科大学制度

以上のような研修制度の特色の良さを評価するには、ソビエトの単科大学教育の特徴を若干検討してみる必要がある。ソビエト単科大学には総合大学Universität・工科大学Polytechnikと研究所Institutという3種の伝統的的制度がある。これらの学校制度の違いは、そこでの教育内容とか要求事項の質的なものではなくて、むしろあらかじめ当該単科大学ごとにその都度提供され組み合わせられる専門帯域幅によるものである。総合大学は自然・社会・精神科学といった幅広い多様な領域を包括するのに対して、工科大学（現在では、その多くが技術大学Technische Universitätとして名称変更）は、その教育の力点を自然科学と技術専門教育においている。こうした2種類の高等教育機関では、将来とならんで研究活動がかなりの程度重要な機能をしており、そこでの学生の主たる研修活動の内容も研究活動と他の別の研究所での共同作業である。研究所の場合はかなりの専門分野にわかれていて、大抵の場合それぞれの経営部門の特殊な要求によって活動するのである。したがって、教育水準の質的な差は単科大学のそれより低いかもしれないが、それはその時々々の制度の物質的かつ人的な配置の結果によるものである。こうしたことになったのは、かつてのソビエト国家が、その経済目標と政治目的達成のためにどういった領域に特に力点をおいていたかという政治的決断にも負うところが多いのである。他方モスクワや旧レニングラードといった中央部にある単科大学に対しては、特別の強力な助成がおこなわれたのに、ソビエト国内の南部および東部地域の単科大学にたいしては、はっきり云ってそれ程でもなかったためでもある。昨年度もモスクワとサンクト・ペテルブルグのそれについては特典扱いがつづいておこなわれているのである。かつてのソビエト国内の単科大学の多くは新しい国家共同体内で西欧水準並に教育・研究を促進させる資金もこれらの従来の水準を維持するための資金もない程に病んでいる。1996年6月9日付の〈南ドイツ新聞〉

は、ロシアの単科大学には研究計画はあっても、西欧の専門誌や論文資料購入資金すらないと報じた。さらにいえば、昨年度はロシアの研究予算が2.5%から0.5%削られた。さらに頭脳流出とならんで、科学部門のエリートが移住しはじめ、なかでも自然科学部門の学生や博士課程の学生数が3分の1縮小したと報じている。

4. 自然科学基礎教育の長所

特定の課程の教育内容の質を判定すると、どんな調査も同じような成果しかえられない。インタビュー回答者自身の多くがそれぞれの専門領域にもとづいて、かつて自分たちの受講した教育こそが質的にも深さと大きさ共に基本的に良きものであり、かつ包括的な内容のあるものととらえているからである。彼らは、自分たちの修得した数学・物理学その他の自然科学の知識はドイツ国内のいかなる職場が要請する要件にも質的にも絶対十二分に対応できるものであり、むしろドイツの多くの単科大学卒業生のそれより優れていると自信をもっている。彼らはそのため手工具の扱い方をマスターしているので、仕事の上では従前とは異った課題領域にまで無難に立入ってこれを引受け、それに精通しているんですよと云う。こうした事柄を純粋に査定証明できるのは、ロシア連邦の今日の研修プラン中の先ず初年度に占める専門領域の量的な大きさと幅の広さである。例えば、ロシア連邦内から抽出したある単科大学、クラスノヤルスク・アエロスペース・アカデミーの機械建設研修課程をみると、数学は1学期に週26時間Semesterwochenstunden=SWS物理学は19時間、化学は4時間であり、これに対して、ドイツのアーヘン工科大学RWTH Aachenとドルトムント大学の場合は、数学15乃至18時間、物理学3乃至6時間、化学は3時間である。こうした基礎教育が義務付けられているのは、自然科学研修課程に限らず工学研修課程も同様である。

ロシア連邦のこうした信頼のおける充実した基礎教育を高く評価することを知っているのは、ドイツに限らず、外国の研究者・講師も同じである。周知のように、アメリカ合衆国においても独立した各州から多くの研究者が他の単科大学に流出就職している。メディアでよく報道される優秀な原子物理学者の第3国や危険地域への流出もまた、間接的にはそれを受入れる受容力があるからである。ドルトムント大学の物理・情報・機械組立・土木建築・化学および化学技術のどの部門の専門家も、これまでの教育とその後の研究部門の発展の間に齟齬のあることを勿論みとめていないわけではないが、従来の教育は理論的・基礎教育性にかんする限りいずれの場合もドイツ連邦共和国においては同様に研究課程に

照応しているとみているのである。移住してきた殆どの研究者は1989-1991年の政治的大変動期以前の学卒者なので、こうした評価が彼らにも妥当するのである。しかし、その後とりわけポーランドでは、より実践的な教育が積極的に評価・要求されるようになった。そのせいもあってか、例えば情報といった個別専門部門では、ドイツ連邦の単科大学レベルにまで低下しているとドルトムント大学の研究者の間でいわれている。さらにそこでの高度の有資格研究者たちに対する十分でない賃金と他国への流出、教材設備の劣化が明らかに研修の質的低下を招いているのである。しかし、旧ソ連邦およびポーランドとドイツ連邦共和国のこれまでの研修制度に関する調査資料をひっくるめて対比（なかんずく、クラスノヤルスク・アエロスペースアカデミー、クラコフ工科大学、ステティンStettin工科大学、ドルトムント大学およびアーヘン工科大学）してみたドイツの権威ある専門家の判定によると、こうした自然科学の基礎教育と理論的知識にかんする限り、東欧諸国出身者の雇用をもってドイツの労働市場にとっては極めて良質の専門家グループを自由に活用できることになる。そこで必要とされる専門技術知識およびその専門的見解にかんする限り、彼らはドイツの単科大学卒業者と全く同等の教育水準をもっているのである。移住してきたこうした人々を単科大学卒業者として雇用すれば、彼らの教育に関しては、ドイツ人よりも優れた資質を提供してもらえるのである。もちろん、その例外は情報部門についていえる。すなわち、最近の新しく進歩したテクノロジーの領域とか経営・計算システムの安全面についてこの国では移民者は、はっきりいって不利な条件におかれているのである。

5. 免許認定問題

一般的にいつて、ドイツ連邦共和国に長期滞在しようとするユダヤ人分担難民にとって、彼らが外国でえた大学卒業資格をドイツのそれと同等に認定してもらえるか否かという問題が重要な意味をもつのは当然のことである。こうした認定をえるには法的にも外国での単科大学卒業資格がドイツのそれと同等にみなされる必要がある。ところがこの国の判定基準では、ドイツの私立の単科大学卒の資格としてしか認定されない。これに関して後期強制移住者の場合には特別法規の適用をうけられる。しかも、この資格認定にはドイツでの同資格に相当するという証言Aussageの補足が必要であって、出身国とか単科大学の種類にかんする釣り書きを必要としない。こうした人々がドイツ国内の労働市場に組込まれやすくするためには、こうした特別扱いが必要である。

ドイツの官庁がソビエトの学卒資格の格付けをおこなう際に問題となるのは、ソビエトの単科大学の研修課程の質や等級をドイツ国内の総合大学・工科大学なみのそれに相当とみなすか、またどの程度まで相当とみなしうるのかという点である。ドイツ連邦共和国では、普通外国の単科大学卒とか研修度を認定する権限は、各州にある。各州政府が旧ソ連邦時代のさまざまな多くの単科大学の価値を高く評価し、ドイツ国内の大学と同等と認定しているのに、各州の認定のもとになるのはドイツ連邦共和国の常設の全州文化大臣協議会の事務局Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länderによる外国教育制度中央審議機関Zentralstelle für ausländisches Bildungswesenの推薦である。ボンの中央審議機関は、例えばノルトライン・ウェストファーレン州よりも多くの単科大学を同等資格ありと認定している。これに対して、同州は1988年度にはソビエトの898の単科大学のうちわずか30大学しか同資格を認定しなかった事実は問題というよりむしろ疑わしいと云うべきである。しかもそこでは30大学が同じ基準で格付けされたのではなく、むしろ異った基準で評価されているのである。調査対象となった大学グループによっては、はっきりと同大学卒資格の低下傾向がみられる。すなわち、多くの大学卒資格Diplomがドイツの専門単科大学卒Fachhochschulabschlußと同等に扱われているのである。後期強制移住者が学卒資格認定申請をするのと同様に、ユダヤ人分担難民も等級・資格取得申請をして、大抵認定されるが、このうち実際にドイツの大学卒と同等の実力ありとみなされる者は3分の1にすぎない。その他の者は、少くとも技術者制度のもとでは、ドイツの専門単科大学卒レベル程度のものである。

このような認定基準の低下が移住者の知識と実力の水準に応じてなされたものか、それとも単なるソ連邦の教育システム（研究所Institut高等工業学院Polytechnikum・大学卒の技術Ingenieur als Bezeichnung für einen Universitätsabschluß）の特徴を知らないためにそうなるのか、については本稿で明らかにすることができない。ソ連邦あるいは国家共同体の大学卒資格を大抵の場合ドイツ連邦共和国なみの資格として同等に認定しようとししない理由は、旧東欧圏を原則として、留保条件付に取扱おうとするためなのか、それとも単なる労働市場的視点からその資格認定を特に制限的に扱うせいなのか、その真意について更に熟考してみる必要がある。10年乃至20年前に設けられた現行単科大学基準を何のためらいもなく大学卒資格の判定基準に用いていたというドイツの実情もまた問題ではないのか。通常、なら専門的調査もしないで、成績とか研修記録の査定のみによるこうした調査結果を根拠にそれを制定することはできないはずである。しかし、それにしても関係当事者

は単科大学卒資格の質の低下を認めないわけにはいかない。その理由はさまざま異っている。すなわち、彼らは大抵、ドイツの教育制度のなかの卒業資格にも違いのあることに無知であるためか、その情報をもっていないし、それがどういった結果をもたらすかも知らないのである。その違いを知っている場合でも、彼らの多くは苦情を云うこともないし、文句をいえることも知らないでいる。大抵の移民は労働市場ではどっちみち低資格の職にしか就けないと思いついでいる。その本当の理由は、このような就職難の労働市場状況のもとでは、後期強制移住者と分担難民の言語不足問題ならびに後者の外国人としての身分が求職活動にマイナスに作用するとみられるのである。憲法上はドイツ人とみなされる後期強制移住者ですら、大抵ドイツ語を完璧にマスターしていても彼らの東欧出身国のアクセントのなまりをやめられないでいる。

6. 出身国の複合的職業領域

ロシア・東欧移民の高年齢化もまた多くの場合、労働市場にマイナスに作用している。他方、彼らの雇主・企業主となろうとする人たちの側もロシア出身の大学卒技術者がすでに旧ソ連邦で長期にわたる職歴をもち、ソ連邦の特殊な社会経済政策状況下で貴重な専門・経営マネジメント知識を集積してきた人たちであるということに無知である。面接者のうちの3分の2が、すでにソ連邦・国家共同体で10年乃至20年の職歴者であった。この間そこで修得した技能は必ずや彼らよりも若い応募者を管理指導するより高い行動力とエネルギーとなるのである。

ロシア移民の大学卒技術者はおもに、社会主義国の生産の集中している大企業とかコンビナートで活動していた。面接者のうちの18名は従業員100乃至1,000名規模の企業に19名は1,000名以上の規模の企業に就職し、10,000名以上の従業員規模の大企業に就労していた者が9名である。計画経済体制のもとでの、とりわけこうした技術者の仕事の多くが資本主義生産様式と同様、期限付乃至計画納期付の仕事であった。ドイツでも期限付労働では一定の規律性を要するので先例順守がどうしても必要となる。しかし、計画的・開発的・指導的活動をわずかにしろ時間的に規律化することが常に合目的なのか、それともかつてのように非生産的でないのかについては、確かに議論に価する問題である。

面接した技術者・自然科学者の回答をみると、理論・実務の線引きがかなりあいまいではあるが、母国では彼らの多くがさまざまな分野の理論・実務・組織活動に参加し四角四面の仕事をしていたことがわかる。すなわち、彼らの仕事内容は理論的かつ計画的なもの

であり、その実務も組織活動もプロジェクトに従っておこなうことを要求されていた。こうした技術者グループの半数以上、すなわち大部分の者が組織をまとめる仕事に就いており、したがって、関係する生産過程全体を統括するだけではなく、小さなプロジェクトにも部門ごとに立入って組織活動をしなげなければならないことからすると、ドイツで例えていうと工事監督Bauleiterのような職が想像されるのである。少くとも面接者の29乃至30名は理論的な仕事にも就いていた。研究職に就いていた者は専ら理論的な仕事しかやっていたことになり。基礎資料はともあれ、その労働過程が容易に明らかにならないような質問のたて方はその回答との関係からみて今後再検討の余地がある。指導職に就いていない技術者は、専ら実務に従事していた。指導職の昇進とは、その仕事内容が例えば機械組立・機械装置テストといった実務から理論的・論理的・管理的内容の仕事へと拡大していくことを意味したのである。

ところで26名の面接者の実際にしている仕事ぶりをみてみると、企画・開発・設計・分析・調査・修理・欠陥分析といったいわゆる通常の技術者の仕事内容だけであって、何ら特別の機能をはたしていないことが判明した。これはすでに述べてきた技術者の積極的評価に反する者である。マイスター（主任）から職場長にいたるまでの特殊機能をもつ現場の28名の指導・管理職を調べてみると、多くの場合、同一企業内での乃至他企業への新しい仕事領域とか職場へ移籍ごとに指導的地位へ昇進していたことが判明したのである。9名のロシア人調査員や科学者は特殊な専門領域で就労していた。ある生物学者は、長らくアルツハイマー病の研究に従事していて、すでに国際会議でもその研究成果を発表している。

面接者との面談で判明したことは、1990年乃至91年以降、東欧の就労者の仕事のリズムに決定的変化がみられる点がある。1990年のソ連邦の崩壊と計画経済中止以降、求職・転職とか前代未聞の解雇がおこなわれた。これと共に職場収入を確保するために、専らより低いクラスの職場への就職とか生産活動に就くケースが多くみられる。新設されたばかりの私企業への就職も選択できるのである。

7. 指揮・企画・チームワークの豊富な経験

ソ連邦では、企業はその経営規模によって常時多くの部門に細分化し、各部門ごとに相互協力する必要があったので、指導部職員は隣接領域の構成と発展を監視し、効果のある決定を下し、総体を計画する能力をフル運転しなげなければならない。インタビューに応

じた人たちは高度の資格と能力のあるグループ活動の経験の持ち主たちである。国家社会主義的生産様式下の典型的なコレクティブのなかにあつて、彼らはほぼ同等な権利をもつて熱心に働いていたのであるが、そこでは指揮機能だけは経営参加型ではなかった。彼らのもつ指揮機能もやがて指導職員として早晚独自の活動をするようになるが、とりあえず集団的チーム・ワークのなかで保障されていた。以上のことから次のように結論が出てくる。すなわち、旧ソ連邦よりきた技術者や自然科学者は個人主義的な就労スタイルにはなじみがないが、採用すれば共同グループ労働で培った彼らの豊富な経験がプラスになるのではないかということである。ロシア人・ポーランド人・技術者・自然科学者は、企業・研究所で働いていても、その指導力・計画的活動と個人的活動共に、もともと比較的高度な資格をもつ人々である。この点ではドイツ労働市場は優良な専門教育・指導活動で中核となる資格をもつ人物を自由に活動できる立場にある。その点について社会主義社会の計画経済的生産は元来市場経済的に組織された生産とは質が異なるからだとの反論もできよう。まさに再経済システムは、マクロ経済的にみると、原理的に全く異っているが、経営学的にみると、市場経済のもとでは労働過程と経営組織が小さなところまで計画的になされていることも明白である。こうした状況下では、狭い意味での仕事上の知識に加えて、さらに職員たちとの交流・人事管理と包括的かつしなやかな計画化にかんする知識も必要になるのではないのかとインタビューの際の面談で判断したのである。このインタビュー面談でかつてのある部門の指導者がもらした次の一言は適切である。「私は50名の従業員を管理した経験をもっている。それぞれ仕事と出身歴が異っているが、全員に共通する言語をみつけ出す必要がある」

8. スラブ語と文化交流の長所

東欧向けの事業展開をする際に、強みになるのはロシア人・ポーランド人移民たちがいくつものスラブ語を自由に駆使できることである。彼らの多くは旧東欧圏の解放後ますます興味をそそるようになった例えばロシア語とウクライナ語、ロシア語とリトアニア語とかポーランド語とロシア語といった少なくとも2ヶ国語を完璧に会話ができるのである。さらにインタビューに応じた人物の大部分は、少なくともドイツ語の基礎知識だけもっている。これとは反対に、ドイツ人はスラブ語の知識が全くないか、わずかの会話体験しかない。ドイツ連邦共和国の研究者や技術者たちは、むしろこれまで英語・フランス語またはスペイン語を優先してきたためである。こうしたことからすると、ドイツ企業・国際機関

や研究所が自然科学者乃至技術者養成教育にスラブ語を使用することは、東欧との交流面で移民や移住者にとってもさらに良い刺激になる。

しかし、ポーランド・ロシア連邦およびその他のソ連邦継承諸国と経済関係をもつ企業家にとっても彼らがかつての母国の精神的な事柄・考え方・習性とか習慣についてのこと細かな知識をもっていると、これまた有利である。日常小さなプレゼントを渡すとか、飲食前に乾杯の辞を述べるとか、取引締結後通常差し出されるウオトカを断らないというようなエチケットは仕事上のコンタクトに良い印象をあたえるのである。やがてロシア人実業家の多くが西欧風の習慣をとり入れて、こうした習慣を遵守することが仕事のうえでかならずしも不可欠な前提要件とならなくなったとしても、ロシア市民が西欧文化に注目し、西欧諸国やその歴史と伝統ならびに彼らが持込んできたロシア風とかポーランド風の一連の主義主張についてまで関心をもつようになる。そして彼らが西欧の習慣になれることだけを西欧側が求めているのではないことを知るのである。こうした社交方法の多くを習い覚えることも可能であるが、巧妙なエチケットや言語を体験するには、永く外国に滞在すると同時に、そうした特殊な事柄を身をもって体験するための苦労をいとわずに関心をもつことも必要である。ここで不可欠なのはわれわれにとり好ましい話し合いができる雰囲気造りが必要なのではなくて、コンタクトを継続し、それによって稔りのあるなりゆきを支援することである。

9. 思考力とコンピュータ技能

西欧基準からみて、ソ連邦・東欧諸国の最近のコンピュータ技能に関する教育とか職場不足のために、これらの国では最近まで今風の計算機能さえも特別の専門家に担当させねばならなかった。製図用鉛筆や設計算機をもちいた頭脳労働を要する重要な企画・立案・評価作業には、例えば数学や物理学上の法則に応じた抽象的な思考力・実行力が必要である。こうした理由から、ドルトムント大学の研究者は、ロシアで教育をうけた技術者や自然科学者たちの大部分は、コンピュータ・電卓なしに計算・企画のできる優れた思考力をもっていると判断している。これに対して、ドイツの単科大学の学生や卒業者の多くは、公式の適用だけをうのみにして、それに必要な理論をマスターしていないために、こうした知識と能力に欠けている。コンピュータという万能な労働用具をもちいた社会関係自体がこれまでのような多くの労働手段を必要としなくなり、したがって多くの知識が無駄な無用の長物のようにみなされている。そして、どのような状況下でも必要かつ重要な知識

が取入れられていないのである。もちろん、いわば必要に迫られて学校・単科大学で体系的に教え込まれるロシア人移民たちの科学的思考能力の養成がドイツの一般基準にふさわしいコンピュータ資格者の不足を基本的に解消するものではないことは言うまでもないであろう。インタビューに応じた者の3分の1は、パソコン知識が全くないか、わずかしか知らないと自評していた。回答者のうちの8名はコンピュータの活用は大変便利であると云い、他の12名は基本的知識としてはロシア式あるいは西欧式の計算を利用していると答えている。情報部門はここ数年・10数年間に革命的な学問進歩が期待されているのであるから、コンピュータ技術とその応用面で移民が専門資格を一そうレベルアップさせることが必要になってきている。

10. 応募への助言

ドイツ企業で技術者あるいは研究者として働いて成功するためには、例えばドイツとヨーロッパの建設・エネルギー関連の手法等のドイツ国内で実施されているドイツ工業品規格DIN=Deutsche Industrie-Normにかんする詳細な知識が必要である。大抵の東欧移民はこれを知らない。もちろんこうした知識の優劣について明らかに違いがある。例えば、大学卒の数学・物理学専攻者の仕事の場合は、建設技師・設計技師とか化学者よりもこの知識はそれ程必要でない。まず基本的には、なかでも緊急にロシア人技師たちのこうした知識不足をおぎない、彼らに規則を遵守させる必要がある。彼らを本来の専門職に就かせるためには、彼らの労働市場へのチャンスを改善するだけでなく、それに必要な道具を彼らに提供することが必要となる。個別的には、先ずドイツには普通こういった教育課程と職業像があって、どうすればそれらを利用できるか、そのための社会的資格は何かといった知識をあたえることが得策である。求人広告を慎重に選び判断できないと、目的通りの応募はできないし、盲目的応募になってしまう。そうすることで自分のこれまでの職業資格に相応しい仕事であるか否か、場合によっては異議を申し立てることもできるのである。自分の職域について十分な情報をえた職種グループは、インタビューに応じた者のうちの3分の1にすぎなかった^③。このうちの10名は、少くとも職種階層とか、一般に学卒者といわれる人たちの価値とか、40才をこえた女性や母親・移民の就職難をよく知っていた。ドイツでは職業教育が特別の専門職について積極的にも要請されているのだという点を労働官庁や資格養成機関の担当者をもっと十分かつ合理的に助言していたならそれは意義のあることであり、かつまた必要なことであつたのである。そうしたなら求職活動をする移

民者それぞれにたいして、現にあるなしにかかわらず、求職のチャンスを提供し、彼らによりふさわしい求職活動を個別的に支援できたであろう。さらに付言すれば、東欧からの移民には、かならずドイツの経済・法制・経営・税法にかんする規則を紹介しておくことが望まれるのである。

11. 英語・ドイツ語学力の改善

ソビエトの学校の必修科目に1外国語の修得、最終の単科大学課程でそのマスターを義務付けている。ドルトムント調査グループが移民グループにたいしておこなった調査結果によると、ユダヤ人担難民は初等教育で専ら英語を必修外国語として選択していたが、後期強制移住者の一部は少くともドイツ語を学習すべき外国語として優先選択していたという。大学卒業生が長期間にわたって外国語教育を履修していても大抵の場合英語・ドイツ語あるいはフランス語を完璧にマスターできていないともいわれている。インタビュー応対者自身がこれについて会話能力不足を表明しているのである。ソ連邦時代の初等教育制度の欠陥とか外国との交流による当時の会話実習不足が主要な原因であるとも指摘されている。移民たちと話をしてもわかることは、西欧語の知識不足を悩んで、できるなら英語で簡単に外国文献を読むことすら避けようとしていることである。このことでは、ドイツ人の技術者・学生が他の外国語をさておいても、英語の知識をどの程度もっているかも疑問である。雇主がドイツの労働市場に求めているのは、専門資格として最低一外国語のマスターを追加要望している。こうしたことでは英語を一般基準として問題にしているわけではない。大多数の移民には先ずドイツ語能力の向上と完修がさらにドイツ社会の日常にうまくとけ込んで就職チャンスを多くもつ前提になるのに、そうしようしない。とはいっても、その学習には多くの困難がある。最近の出版物によると、少くとも移民の入国初年度には十分なドイツ語能力をもたずに入国してくるロシア系ユダヤ人にかぎらず、後期強制移住者が増加しているといわれている^④。Barbara Koller女史による強制移住者のドイツ労働市場への統合状況にかんする1997年度の労働市場・職業調査報告書^⑤によると、もって生れたドイツ語能力とそのごの就職状況との間には何ら直接の関係をもたないことがわかる。関係ありとすれば、むしろ入国後のドイツ語研修次第である。むしろ、公的な財政支援不足によるドイツ語学習コースの簡略化・縮小と受講のための待機期間の長期化が、明らかに求職活動再開を妨げる重要な要因になっているのである。

12. 統合の鍵となるドイツ語

インタビューに応じた後期強制移住者とユダヤ人分担難民のドイツ語のマスターの度合は、個人的に全く異っており、読解力・聴取力・表現力ともそれぞれ異っている。彼らの半数以上の人たちはドイツ語を積極的にも消極的にもよくマスターしており、会話に関しては全く問題はない。会話で問題になるのは専門用語とか文章を構成するさい[®]、あるいは談話中にもちいられる変化・冠詞・前置詞の文法上の特異性である。ドイツ在住歴1年乃至2年の7名は、かなり会話が困難で、しばしば反問・補充質問とかにロシア語のたすけが必要であった。そこでの問題は真意を伝える語彙と語学力の不足が目立つ。しかし、全体でみると、その他の会談相手は会話の大部分について適切な表現をしていたが、彼らの多くが連邦共和国内での短期間滞在からすると注目される。ユダヤ人分担難民の優れた語学力には特に注目したい。というのも大部分の彼らは渡独前にこれから使用する日常会話を知る手がかりさえなく、学校・大学でドイツ語教育をうける機会をもたなかったからである。ユダヤ人分担難民は後期強制移住者よりも熱心に語学研修に参加しているという印象がインタビューをしていて解る。しかし、これをユダヤ人分担難民全グループについて普遍できるかについては、調査しないとわからないが、30名中1名については、そうした十分な根拠を欠いていた。このような両グループ間の差異が出た理由の1つは、後期強制移住者の場合は無条件にドイツ人としての助成をうけ、さらに法的にもその身分保障がされているために、大抵自己満足しきっているためである。

すばらしいドイツ語語学力をドルトムントでのインタビューで多く確認できたのも、云うまでもなく以下のような2組の対談相手を選択したからでもある。その1例は、専門研究を志す職業集団であり、高度の研修教育をうけたこの種の人たちは、新しい環境のなかで早急にこの国の言語を修得して自らの伝達能力を上げようと並ならぬ意図をもっているためである。他の一例は、フィルター役になる通訳を介せず直接ドイツ語でインタビューをおこなった結果である。このような際に家族を助言者として同伴するような例外は別にして、直接本人とドイツ語で質疑応答できるような人物しか選ばなかったためである。連邦内のそれ以外の都市・地域、特にベルリン市とケルン市でおこなったドイツ語研修にかんする調査研究では、もちろん異った結果が出てきた。そこでは、語学研修コースの提供不足・ドイツ的な考え方の理解のむつかしさと就職をあきらめ、むしろそれに無関心になることがドイツ語能力を後退させていると分析報告されている。ベルリンのような巨大なロシア人移民グループをかかえている大都市では、こうしたグループ内だけで殆

ど完全に生計をたて再生産が充足されるような本格的な内部生活環境のできあがっている移民たちの多くにとっては、ドイツ語研修は全く余計なものに見えるのである^⑧。ベルリン・ドルトムント・ケルンその他の都市でもそうであるが、移民たちのドイツ語能力をレベルアップするには、質の高い色んな有料無料の語学コースを提供できるか否かにかかっている^⑦。こうした分野を十二分に支援することが、やがては移民たち自らの力でおこなえる求職活動を支えることになるだけでなく、成果のある精神的・社会的結合と信頼を獲得するためには不可欠になる。

13. おわりに

ドルトムントでおこなわれた研究は、最近ドイツにやってきたポーランドとロシアの技術者・自然科学者の就職状況すべてに妥当する結論を必要とするものではない。にもかかわらず、ドイツの労働市場に彼らが参入するのにさまたげになるものは何か、またそうするにはどういった特別の資格があればできるのかにかんしては明言できる。さし迫って必要な事柄をあげると、情報にかんする知識や特別な労働法や技術規定にかんする情報知識の補充ならびに英語・ドイツ語の必修である。インタビューをした人たちは、そうした不足を熟知しているので、こうした欠陥や不足を相談・コース・セミナーを通して補充する必要と関心をもつように常に指示している。

報告書によると、調査対象にした移民グループの長所と利点は、その良質な自然科学上の基礎教育と大企業の生産過程での指導・企画・調整にかんする長期にわたる実体験ならびに彼らのもっている東欧の言語知識と種々の文化圏の洞察力であると述べている。こうしたものを活用すれば、市場経済下の企業が直面する複雑なもろもろの課題解決方法として大いに役立つのである。ドルトムント調査グループのおこなったインタビューでは、移民たちはどちらかという、反省的・自覚的・親睦的かつ率直な性格のもち主であるとの印象をあたえ、このことが新しい環境とのこれまでとはちがった率直な交流と今後の順調な統合をさらに容易にする希望をもたせるとのべている。しかし、こうした見解に対しまた一方では、どちらかといえば、それは少例であって、面接者の個人的な認識にすぎないといった指摘も出ている。こうした見解や面接回答者の行動類型が職業上の統合や語学研修さらに他の生活領域にも転用されうるか、さらに他の共同体でも実証できるか否かについては今後の調査で実証されねばならない。後期強制移住者ないしはユダヤ人分担難民としてドイツにやってきたロシア・ポーランド移民の社交力や語学力の高さについて、ド

ルトメント調査グループは確証済みであり、彼らのもつ研究・職務上修得した資格取得能力の高さもまた、こうしたグループの統合改善をドイツ側から支援強化に努めるはずみに大いにならねばならないとみている。連邦共和国の労働市場にしてみれば、彼らは専門的潜在労働資源として大いに活用できるだけでなく、労働生活・日常生活での人間的同僚を豊かにする。もちろん移出民国にとって致命的な移民という頭脳流出はドイツ社会の経済・文化面でも少なからずの頭脳流出をも招くことになるので、合目的的でありさらなる重畳的な質の高い統合プログラムの策定が必要になる。

(2001年11月5日脱稿)

脚 注

- ① 「連邦労働庁公報」 Amtliche Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit 1998年度。1084頁。
- ② 「諸君の仕事の将来」 Ihre Berufliche Zukunft=IBZ—自然科学の業務失職中の男女就労者のための情報—1997年度第26号，5頁。
- ③ 大抵の場合、ソビエト連邦育ちの技術者たちは、やがて彼らの抱く専門的な職業像とドイツ人のそれとはかなりくい違いのあるというむつかしさに直面するのである。
- ④ 労働市場・職業調査研究所の調査統計データによると、来独した後期強制移住者のうちの30%はドイツ人でなかった。
- ⑤ Barbara Koller女史の論稿「移民の大波，強制移住者，そこから何が起きるか？ドイツ労働市場への男女強制移住者の参入の実態」〈労働市場・職業調査報告書〉 Mitteilungen aus der Arbeitsmarkt- und Berufsforschung, nr. 4. 1997
- ⑥ 副文節の組立て方の正誤が旧ソ連邦からの移民のドイツ語マスター度を計る印になるというわけは、ドイツ語を流暢に問題なく話せても、スラブ語の構文ではこれがあいまいなままで直ににくいからである。
- ⑦ 新来の後期強制移住者・ユダヤ人分担難民のためには、各労働局Arbeitsamtが普通6ヶ月間無料でおこなうドイツ語履修コース，福祉団体やユダヤ人ゲマインデ・キリスト教教会のおこなう各種の補修コースとならんで，色々な財団がこれを助成している。アカデミックなプログラムをもって彼らの就職活動支援のため12年来活躍しているオット・ヴェネディクト財団Otto-Benecke Stiftungはこれについて比較的の良い成果をあげている組織である。本財団はドイツ語履修コース・再履修コースと並んで各職業グループ別の専門用語履修コースとか技術者や自然科学者のための技術基礎英語コースをプログラムにいれている。さらに土木建設・電気工学・機械建設・メカトロニクの技術者のための専門用語を含む職業資格増進のためのいろいろな補修措置も実施している。受講生には同財団より奨学金が支給される。年間約5,000名の学卒者が同財団に支援を申込み，うち約1,300名が各措置で同助成をうけている。
- ⑧ ベルリン市に居住する移民の人種別コロニー化現象に関しては次の新刊の研究書が参考になる。Frank Gesemann (Hrsg.) Migration und Integration in Berlin—Wissenschaftliche Analysen und politische Perspektiven— Laske+Budrich, Opladen 2001. s. 430. ISBN-3-8100-3060-0

高松大学紀要

第 38 号

平成14年 9月25日 印刷

平成14年 9月28日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841 - 3255
FAX (087) 841 - 3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町 1 - 8 - 10
TEL (087) 833 - 5811